第8期 立科町高齢者福祉計画 介護保険事業計画書 令和3年度~令和5年度

令和3年3月

立科町

はじめに

我が国の65歳以上の高齢者人口(令和2年9月15日現在推計)は、3,617万人と、前年(3,587万人)に比べ30万人増加し、高齢化率は28.7%と前年に比べ0.3ポイント上昇し過去最高となりました。また、令和22年(2040年)には、高齢化率は35.3%になると見込まれています。

本町においては、65歳以上の高齢者人口(令和2年9月末現在)は2,569人、高齢化率は36.2%となっています。本計画では、今後3年間は、高齢者人口は微減傾向と予想されていますが、人口減少・少子化等の影響もあり高齢化率は今後も上昇を続けます。また、認知症や一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯も増加しています。

こうした中、従来の住民同士の助け合いや参加と協働の地域づくりを推進していく 重要性が再認識されています。また、高齢者が地域で生活していくためには、介護だ けではなく、医療や健康づくりとの連携も重要です。

第8期立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、「住み慣れた町で、地域と協働しながら、いつまでも元気で暮らしていける地域社会の実現」を基本理念とし、住み慣れた地域で自分らしい生き方ができるように、医療、介護、生活支援、介護予防、住まいが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムのさらなる構築を目指し、施策に取り組んで参ります。

地域ケア推進会議や立科町地域支援づくり推進会議(たてしな"ずく"りの会)を 通した地域課題の把握や地域資源の開発に取り組み、地域におけるボランティアや地 域資源等を活用しながら住民参加の支え合い、地域づくりを推進していきます。また、 認知症の普及啓発や本人・家族支援の充実に努め、認知症になっても安心して過ごす ことができる地域を目指します。

さらに、新しい取組として、高齢者の介護・医療・健診情報等を活用し、整理・分析等を行い、フレイル対策、生活習慣病等の予防・重症化予防にも取り組みます。

終わりに、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、貴重なご 意見、ご提言をいただきました計画策定懇話会委員の皆様、関係機関の皆様に厚くお 礼を申し上げます。

令和3年3月

立科町長 両角 正 芳

目 次

		総 論 】	. 1
第	1	章 計画の策定にあたって	. 1
	1	計画の位置づけ及び計画期間・他計画との関係	. 1
	2	第8期計画における国の基本指針について	
	3	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要	. 6
第	2	章 高齢者人口・介護サービス等の推移	. 8
	1	立科町の概要	
	2	立科町の人口構造	
	3	総人口・高齢者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	4	要支援・要介護認定者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	5	介護サービス受給者数の推移 年間給付費の推移	
	6	平則福刊 賃 の推移	19
第	3	章 高齢者等実態調査結果	
	1	調査概要	
	2	調査結果の抜粋	17
第	4	章 計画の方向性	26
	1	計画の基本的な考え方	26
	2	町の現況と課題等を踏まえた施策の方向性	
	3	基本理念等	
	4	施策の体系	32
第	5	章 高齢者人口等の推計	33
	1	人口の推計	33
	2	要支援・要介護認定者数の推計	35
第	6	章 日常生活圏域について	36
r			37
K		各 論 】	31
第	1	章 立科町地域包括ケアシステムの構築	
	1	地域包括ケアシステムの構築	
	2	地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項	38
第	2	章 サービス量の見込みと確保方策	46
	1	介護サービスの基盤整備	
	2	介護サービス量の現状・見込み・対応方針	
	3	地域支援事業	
	4	介護給付費適正化に関する事項(町介護給付適正化計画)	58

第3	3章 介護保険事業に係る費用と第1号保険料の見込み	61
1	保険料算定手順	61
2	保険給付費の財源構成	62
3	給付費の見込み	63
4	保険料の設定	66
5	所得段階別の保険料	68
第 4	⊦章 高齢者福祉事業	69
ידית 1	Light to tend of the state of t	
2		
3		
4		
4	同剧的 少工 C 加 V * 2 C 少 C 压去参加 人 版 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12
第 5	5章 計画の進行管理	82
1	計画の進行管理	82
2	評価指標の設定	82
ľ	資料編 】	85
-		
立科	斗町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会設置及び運営要網	86
立科	即高齢者福祉・介護保険事業・障がい者福祉計画策定懇話会委員名簿	86
用語	5の説明	86

【総論】

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ及び計画期間・他計画との関係

(1)計画策定の趣旨

我が国の高齢化率は令和2年4月1日現在で28.6%(総務省統計局)と国民の約4人に1人が高齢者となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口[平成29年推計]によると、高齢化率は本計画の目標年度となる令和5年に29.6%、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年(2025年)には30.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)には35.3%になると推計されており、今後の著しい高齢化の進行が予測されています。これに伴い、要支援・要介護認定者の増加や現役世代の減少といった様々な問題に直面することが予想されています。

このような状況を踏まえ国においては、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築が示されてきました。また、平成 29 年5月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法などの一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムを深化・推進や介護保険制度の持続可能性の確保が求められています。さらに、令和2年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

立科町においても、高齢化率は年々増加しており、令和2年9月30日現在で36.2%となっています。今後も高齢化率は増加傾向を続け、本計画の目標年度の令和5年に37.1%、令和7年には38.3%、令和22年には45.4%に達するものと見込まれています。このような超高齢社会に対応するため、令和7年及び令和22年を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、医療・保健・福祉・介護が一体となって、健康づくりや生きがいづくり、生活環境の整備等を推進していく必要があります。

「第8期立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者に関する福祉事業や 介護保険制度の総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標や施策を定める ものです。令和3年度から令和5年度までの3年間において、立科町における介護保険 制度の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本方針等を踏まえながら、介 護保険制度運営の基本となる各種サービス見込量を定めるものとして本計画を策定しま す。

(2)計画の位置づけ

① 法令等の根拠

本計画は、「介護保険法」(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」及び「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定するものであり、介護保険対象となるサービスと、介護保険対象外の福祉サービスが、総合的・一体的に提供されるための計画です。計画期間内における介護保険対象サービス及び介護保険対象外サービスの必要量の見込みや供給の確保策、その他、町として実施する施策等の目標を明らかにするものです。

② 計画の策定経緯

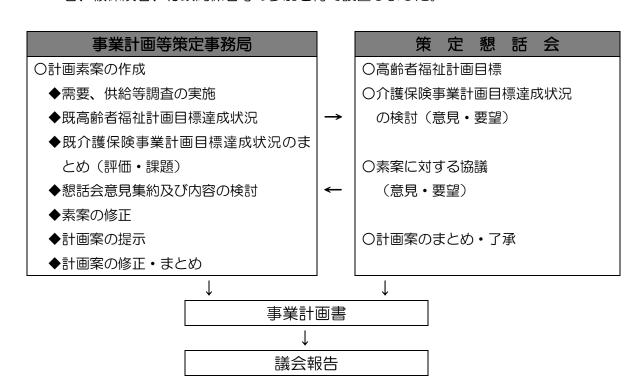
本計画策定にあたり、前回策定した第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の達成状況等の分析を行うとともに、令和元年度において実施した「高齢者等実態調査」(元気高齢者等実態調査、居宅要介護・要支援認定者等実態調査)に基づき策定しました。また、住民代表の意見等を本計画に反映するため策定懇話会を設置するとともに、事業者等の意見・要望等を聴きました。

ア 行政機関内部における計画策定体制の整備

計画策定のための懇話会は、町民課内に事務局を置き、計画案を作成するための現状分析・課題の把握を行いました。

イ 策定懇話会の設置

本計画は、町内における高齢者の福祉・介護サービスの基盤整備のあり方について、広範囲にわたる分野からの意見を反映させるため、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者、行政関係者等の参加を得て設置しました。



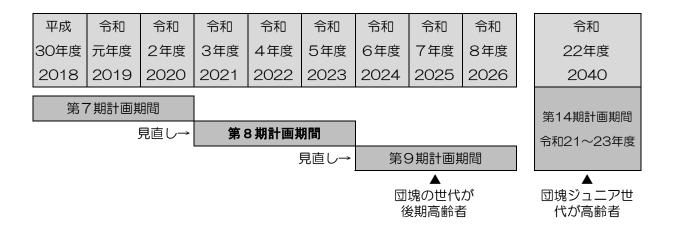
③ 策定後の点検体制

策定後の計画の進捗状況については、サービス見込量を点検し、策定懇話会等において課題の分析、評価を行いながら、必要な対策を講じるものとします。

また、本計画は介護保険法の規定に基づき、3年後の令和5年度において新たな計画(第9期計画)の策定を行います。

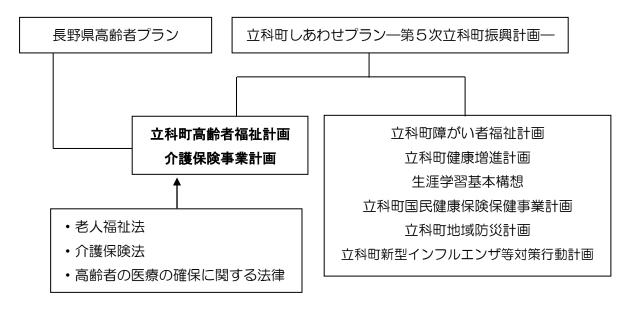
(3)計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年を1期とする計画です。計画にあたっては、令和22年度を見据えた計画となります。



(4) 他の計画との整合

本計画は、立科町しあわせプラン一第5次立科町振興計画一、立科町障がい者福祉計画、立科町健康増進計画、生涯学習基本構想、特定健康診査等実施計画、立科町地域防災計画、立科町新型インフルエンザ等対策行動計画、県高齢者プラン等との整合を図る計画とします。



2 第8期計画における国の基本指針について

介護保険法において、基本的な指針(以下「基本指針」という。)が定められ、市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされています。国の基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

第8期においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて第8期計画に位置づけることが求められています。

第8期計画において、記載を充実する事項は、以下のとおりです。

(1) 令和7年、令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

• 令和7年、令和22年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

(2) 地域共生社会の実現

• 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、 「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- ・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等について記載
- ・ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- ・保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載)
- ・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護(要支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参 考に計画に記載
- PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘 案して計画を策定

(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく 暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載(普及啓 発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載)
- 教育等、他の分野との連携に関する事項について記載

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット、ICT の活用、元気高齢者の参入による業務 改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

• 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備え の重要性について記載

3 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

地域共生社会の実現を図るため、令和3年4月1日以降「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されます。これによる介護保険制度改正等について主な内容は以下のとおりです。

- (1)地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】
 - 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を 創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- (2)地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
 - 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
 - ・介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの 勘案、高齢者向け住まい(有料者人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状 況の記載事項への追加、有料者人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報 連携の強化を行う。
- (3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ・介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や 提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることがで きると規定する。
 - ・医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護 DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

- (4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会 福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を 追加する。
 - 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務づけに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

• 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第2章 高齢者人口・介護サービス等の推移

1 立科町の概要

(1)環境

立科町は、長野県の東部北佐久郡の西端に位置し、東は佐久市、北は東御市、西は小県郡長和町、南は茅野市に境を接し、東西 9.9 km、南北 26.4 kmと南北に長い町で、周囲は 78.2 km、面積は 66.87k ㎡です。

北部は、稲作を中心としてりんご・野菜・畜産などの農業が盛んであり、また、南部は、蓼科山の北西に女神湖・白樺湖・蓼科牧場を有する高原地で、四季折々の自然の恵みを満喫することができます。

(2)人口

立科町の総人口は、平成 23 年の 7,900 人から令和 2 年には、7,138 人となり、762 人の減少となっています。

世帯数の推移をみると、平成 23 年の 2,783 世帯から、令和 2年の 2,827 世帯と4 4世帯の増加となっているものの、1 世帯あたりの人口は、平成 23 年の 2.8 人から令和 2年の 2.5 人と減少しています。

■人口・世帯数(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分 世帯数			1 世帯あたりの		
区刀	位市级	総数	男	女	人口
平成 23 年	2,783 世帯	7,900	3,889	4,011	2.8
平成 26 年	2,817世帯	7,677	3,782	3,895	2.7
平成 29 年	2,847 世帯	7,504	3,714	3,790	2.6
令和2年	2,827 世帯	7,138	3,573	3,565	2.5

※資料:住民基本台帳

■人口動態(各年4月1日現在)

(単位:人)

							\— <u> </u>
	区分	自然動態			社 会 動 態		
	区刀	出生	死亡	差引	転入	転出	差引
平	成 23 年	47	117	-70	172	231	-59
平	成 26 年	38	103	-65	220	227	-7
平	成 29 年	43	93	-50	175	200	-25
Ź.	3和2年	21	100	-79	140	226	-86

※資料:住民基本台帳

■年齢階層別人口(各年4月1日現在)

(単位:人)

	平成 2	23年	平成 2	26年	平成 2	29年	令和	2年
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
年少人口	932	11.8%	863	11.2%	774	10.3%	670	9.4%
(O~14 歳)	5	11.070	000	11.270	7 7 -	10.070	0	0.470
生産年齢人口	4,656	58.9%	4,372	56.9%	4,189	55.8%	3,890	54.5%
(15~64歳)	4,000	JO.5 /6	4,012	JU.576	4,100	JJ.J/6	5,090	04.076
老齢人口	2,312	29.3%	2,442	31.8%	2,541	33.9%	2,578	36.1%
(65 歳以上)	2,012	29.5/0	<u> ۷,44</u>	31.0/0	2,041	30.9/0	2,010	30.1/0
合 計	7,900	100.0%	7,677	100.0%	7,504	100.0%	7,138	100.0%

※資料:住民基本台帳

(3) 産業構造

立科町の産業別就業者人口の推移をみると、15歳以上人口、労働力人口、就業者数は、 年々減少しています。

産業別区分でみると、各産業人口は、年々減少傾向にありますが、第1次産業人口は、 平成17年の1,145人から平成27年には713人と、第2次産業人口、第3次産業人口と比較し大きく減少しています。

失業者数は、平成 17年の 163 人から平成 22年には増加したものの、平成 27年には 130人と減少しています。

■産業別就業人口の推移

(単位:人)

(キ世・バ)						
▽ 4	平成 17年	平成 22 年	平成 27 年	増加率	増加率	
	А	В	С	(C-A) /A	(C-B) /B	
15 歳以上人口	7,128	6,765	6,478	-9.1%	-4.2%	
労働力人口	4,922	4,503	4,122	-16.3%	-8.5%	
就業者数	4,759	4,303	3,992	-16.1%	-7.2%	
第1次産業人口	1,145	968	713	-37.7%	-26.3%	
第2次産業人口	1,345	1,093	1,067	-20.7%	-2.4%	
第3次産業人口	2,261	2,241	2,208	-2.3%	-1.5%	
分類されないもの	8	1	4	_	_	
失業者数	163	200	130	-20.2%	-35.0%	
不詳	8			_	_	
	労働力人口 就業者数 第1次産業人口 第2次産業人口 第3次産業人口 分類されないもの 失業者数	区分 A 15歳以上人口 7,128 労働力人口 4,922 就業者数 4,759 第1次産業人口 1,145 第2次産業人口 1,345 第3次産業人口 2,261 分類されないもの 8 失業者数 163	区分 A B 15歳以上人口 7,128 6,765 労働力人口 4,922 4,503 就業者数 4,759 4,303 第1次産業人口 1,145 968 第2次産業人口 1,345 1,093 第3次産業人口 2,261 2,241 分類されないもの 8 1 失業者数 163 200	区分 A B C 15歳以上人口 7,128 6,765 6,478 労働力人口 4,922 4,503 4,122 就業者数 4,759 4,303 3,992 第1次産業人口 1,145 968 713 第2次産業人口 1,345 1,093 1,067 第3次産業人口 2,261 2,241 2,208 分類されないもの 8 1 4 失業者数 163 200 130	区分 A B C (C-A)/A 15歳以上人口 7,128 6,765 6,478 -9.1% 労働力人口 4,922 4,503 4,122 -16.3% 就業者数 4,759 4,303 3,992 -16.1% 第1次産業人口 1,145 968 713 -37.7% 第2次産業人口 1,345 1,093 1,067 -20.7% 第3次産業人口 2,261 2,241 2,208 -2.3% 分類されないもの 8 1 4 - 失業者数 163 200 130 -20.2%	

※資料:国勢調査

第1次産業:農業、林業、漁業 第2次産業:鉱業、建設業、製造工業

第3次産業:電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、不動産業、金融・

保険業、サービス業、公務

2 立科町の人口構造

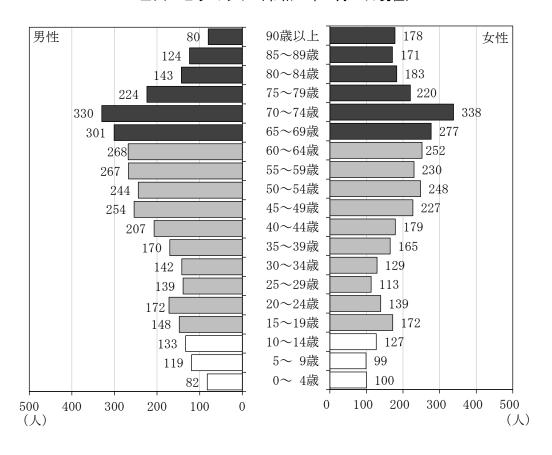
令和2年9月30日現在の本町の総人口は、7,094人(男性:3,547人、女性:3,547人)となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年層の人口が多く、男女ともに 70~74 歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75 歳以上人口で女性の 752 人に比べ、男性は 571 人と女性の 75.9%となっています。

また、若年層の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる"つぼ型"に近い形となっています。

■人口ピラミッド(令和2年9月30日現在)



(単位:人)

総人口	男性	女性
7,094	3,547	3,547

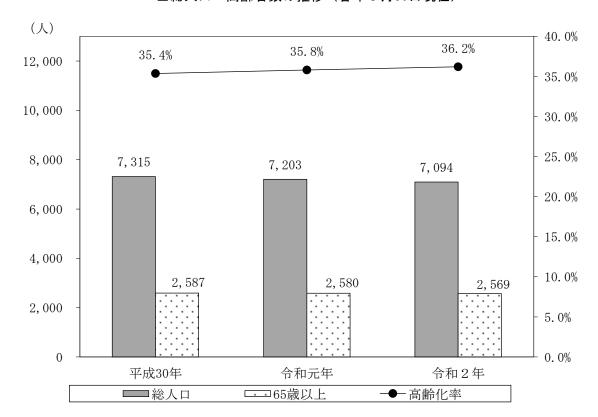
※出典:住民基本台帳

3 総人口・高齢者数の推移

本町の総人口は、令和2年9月30日現在では7,094人で、平成30年の7,315人と比較すると、この2年間で221人(3.0%)減少し、減少傾向で推移しています。

一方、65 歳以上の高齢者人口では、平成 30 年の 2,587 人に対し令和2年は 2,569 人で、18 人減少し、減少傾向で推移しています。

高齢化率においては、平成30年の35.4%から、令和2年では36.2%と、総人口の減少及び高齢者人口の増加による相乗的な影響により、2年間で0.8 ポイントの増加となっています。



■総人口・高齢者数の推移(各年9月30日現在)

(単位:人)

	平成30年 令和元年		令和2年
総人口	7,315	7,203	7,094
65歳以上人口	2,587	2,580	2,569
高齢化率	35.4%	35.8%	36.2%

※出典:住民基本台帳

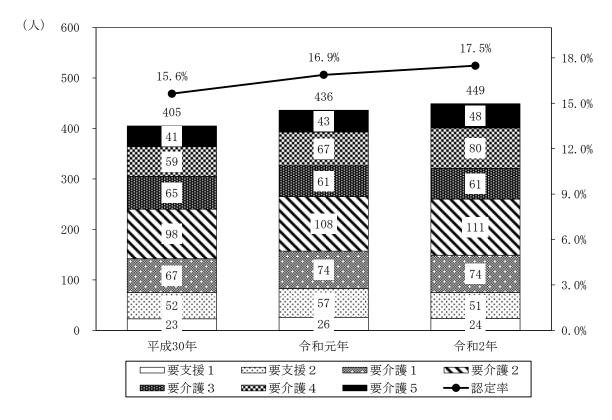
4 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は、令和2年9月末時点で449人となっており、平成30年の405人と比較すると、44人増加しています。認定率(要支援・要介護認定者の高齢者数に対する割合)でみると、平成30年の15.6%に対し、令和2年が17.5%と増加傾向で推移しています。

要介護度別では、要支援1と要介護1・2・4・5が増加傾向にあり、平成30年と比較した令和2年の人数は、要支援1が1人(4.3%)、要介護1が7人(10.4%)、要介護2は13人(13.3%)、要介護4が21人(35.6%)、要介護5は7人(17.1%)の増加となっています。一方、要支援2は1人(1.9%)、要介護3は4人(6.2%)減少しています。

第7期計画との比較をみると、計画値では、要支援・要介護認定者数はほぼ横ばいで推移していき、令和2年では447人になると推計されていましたが、実績値は449人となっており、対計画比(実績値/計画値)は100.4%となりました。

■認定者数の推移(各年9月30日現在)



(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年
要支援•要介護認定者数	405	436	449
認定率	15.6%	16.9%	17.5%

※認定率=要支援・要介護認定者数/第一号被保険者数 ※出典:厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

■第7期計画との比較

(単位:人)

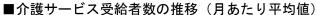
		平成30年	令和元年	令和2年	
要支援•	計画値	445	446	447	
要介護	実績値	405	436	449	
認定者数	対計画比	91.0%	97.8%	100.4%	

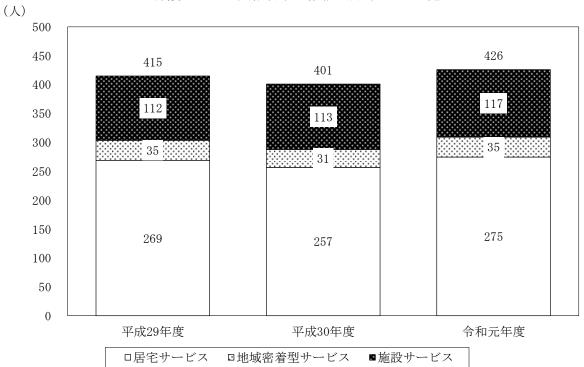
※対計画比二実績値/計画値

※出典:計画値は、第7期計画、実績値は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

5 介護サービス受給者数の推移

介護サービス受給者数は、令和元年度月平均で 426 人(居宅サービス:275 人、地域密着型サービス:35 人、施設サービス:117 人)となっており、平成 29 年度月平均の 415 人(居宅サービス:269 人、地域密着型サービス:35 人、施設サービス:112 人)と比較すると、居宅サービスが6人(2.2%)の増加、地域密着型サービスが0人(0.7%)の減少、施設サービスが5人(4.7%)の増加となっています。





(単位:人/月)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
居宅サービス	269	257	275
地域密着型サービス	35	31	35
施設サービス	112	113	117
介護老人福祉施設	75	78	74
介護老人保健施設	32	32	36
介護療養型医療施設	6	3	3
介護医療院		1	4
合計	415	401	426

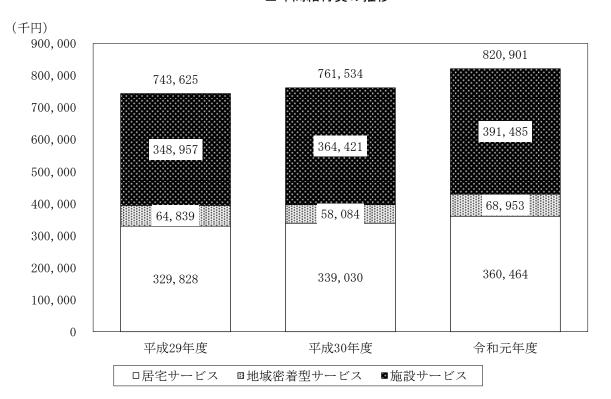
※出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

6 年間給付費の推移

年間給付費については、令和元年度で8億2,090万円(居宅サービス:3億6,046万円、地域密着型サービス:6,895万円、施設サービス:3億9,149万円)となっており、平成29年度の7億4,363万円(居宅サービス:3億2,983万円、地域密着型サービス:6,484万円、施設サービス:3億4,896万円)に対し、この2年間で居宅サービスが3,064万円(9.3%)の増加、地域密着型サービスが411万円(6.3%)の増加、施設サービスが4,253万円(12,2%)の増加、全体では7,728万円(10,4%)の増加となっています。

第7期計画との比較をみると、計画値では、令和元年度は、7億6,116万円になると推計されていましたが、実績値は、8億2,090万円となっており、対計画比(実績値/計画値)は107.8%となりました。

■年間給付費の推移



(単位:千円)

		並 20 年度	□成20年度	<u>全和元年度</u>
	=+BB _ =#	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	訪問介護	40,504	42,351	47,839
	訪問入浴介護	402	387	1,181
	訪問看護	13,732	14,505	19,514
	訪問リハビリテーション	2,667	2,495	4,188
	居宅療養管理指導	1,195	1,238	1,569
	通所介護	128,585	133,711	134,748
	通所リハビリテーション	7,467	6,979	6,605
居宅サービ	短期入所生活介護	34,843	31,695	31,082
ス	短期入所療養介護(老健)	10,159	8,557	11,883
	短期入所療養介護(病院等)	103	54	172
	福祉用具貸与	25,331	24,977	27,682
	特定福祉用具購入費	1,006	778	464
	住宅改修費	2,120	1,679	2,105
	特定施設入居者生活介護	18,688	27,314	26,197
	居宅介護支援	43,027	42,311	45,235
	居宅サービス小計	329,828	339,030	360,464
	定期巡回·随時対応型訪問介護 看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	2,608	2,087	2,465
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型	認知症対応型共同生活介護	27,432	28,932	30,673
サービス	地域密着型特定施設入居者生活 介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	0	0	0
	複合型サービス	0	0	0
	地域密着型通所介護	34,800	27,065	35,814
	地域密着型サービス小計	64,839	58,084	68,953
	介護老人福祉施設	226,855	249,775	240,073
│ ┃ ╆╆┰≣╓╈╇╸╻╺╸	介護老人保健施設	99,868	99,109	122,108
施設サービ	介護療養型医療施設	22,234	9,753	13,638
ス	介護医療院	0	5,783	15,666
	施設系サービス小計	348,957	364,421	391,485
合計		743,625	761,534	820,901
対前年度比			102.4%	107.8%

※出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

■第7期計画との比較

(単位:千円)

				(+ in 113)	
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
∽	計画値	791,632	759,477	761,163	
給付費 合計	実績値	743,625	761,534	820,901	
	対計画比	93.9%	100.3%	107.8%	

※対計画比二実績値/計画値

※出典:計画値は、厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」 ※出典:実績値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告 年報」

第3章 高齢者等実態調査結果

1 調査概要

(1)調査目的

介護保険制度では、市町村ごとに3年に一度、事業計画の見直しを行うことが義務づけられています。令和3年度からの第8期計画を策定するため、制度の浸透状況、要望、意見等を把握し、計画に反映させるため、長野県がアンケートを実施しました。

(2)調査の種類

立科町元気高齢者等実態調査(以降「元気高齢者」とする。) 立科町居宅要介護・要支援認定者等実態調査(以降「認定者」とする。)

(3)調査期間

令和元年 11 月~令和元年 12 月

(4)調査対象者と回収結果

調査種別	対象者	配布数	回収数	回収率
元気高齢者等	要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の	220 =	155 =	70.5%
実態調査	方の中から性別・年齢別・地区別に精査し抽出	220 宗	155 宗	
居宅要介護•要支援	65 歳以上の要介護認定者(施設サービス利用者			
	を除く)の中から性別・年齢別・地区別に精査し	263 票	169票	64.3%
心化白守天忠的自	抽出			

2 調査結果の抜粋

(1) 家族構成

元気高齢者では、「夫婦二人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が36%と多く、次いで「息子・娘との2世帯」が34%、「一人暮らし」が17%となっています。

認定者では、「息子・娘との2世帯」が 46%と多く、次いで「夫婦二人暮らし(配偶者 65歳以上)」が 23%、「一人暮らし」が 20%となっています。

調査種別	調查数	一人暮ら し	夫婦二人 暮らし(配 偶者65歳 以上)	夫婦二人 暮らし(配 偶者64歳 以下)	息子・娘と の2世帯	その他	無回答
元気高齢者	155	26	56	11	52	7	3
九以同即日	100.0	16.8	36.1	7.1	33.5	4.5	1.9
認定者	169	34	39	7	78	5	6
弧化省	100.0	20.1	23.1	4.1	46.2	3.0	3.6

※表中:上段は人数、下段は%を示す。以降同。

(2) 普段の生活で介護・介助を必要としているか (元気高齢者のみ)

「介護・介助は必要ない」が87%と多く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が7%となっています。

調査種別	調査数	介護・介 助は必 要ない	何らかの 介護・介助 は必要だ が、現在は 受けてい ない	介護•介助	無回答
二年古龄字	155	134	11	7	3
元気高齢者	100.0	86.5	7.1	4.5	1.9

(3) 住まいの種類

元気高齢者では、「持家(一戸建て)」が94%と大半を占めています。 認定者では、「持家(一戸建て)」が98%と大半を占めています。

調査種別		持家(一戸 建て)	持家 (集合 住宅)	公営賃貸 住宅	住宅(一戸	民営賃貸 住宅(集合 住宅)	借家	その他	無回答
元気高齢者	155	146	1	1	-	4	2	-	1
儿头向脚台	100.0	94.2	0.6	0.6	-	2.6	1.3	-	0.6
認定者	169	166	-	1	-	-	1	-	2
11000000000000000000000000000000000000	100.0	98.2	_	0.6	_	_	-	_	1.2

(4) 外出頻度

元気高齢者では、「週2~4回」が41%と多く、次いで「週5回以上」が33%、「週1回」が19%となっています。

認定者では、「週2~4回」が41%と多く、次いで「ほとんど外出しない」が30%、「週1回」が18%となっています。

調査種別	調査数	ほとんど 外出しな い	週1回	週2~4	週5回以上	無回答
二复方龄老	155	6	30	64	51	4
元気高齢者	100.0	3.9	19.4	41.3	32.9	2.6
羽中耂	169	50	30	69	13	7
認定者	100.0	29.6	17.8	40.8	7.7	4.1

(5) 外出する際の移動手段

元気高齢者では、「自動車(自分で運転)」が 76%と多く、次いで「徒歩」が 30%、「自動車(人に乗せてもらう)」が 25%となっています。

認定者では、「自動車(人に乗せてもらう)」が70%と多く、次いで「病院や施設の車両」が25%、「歩行器・シルバーカー」が20%となっています。

調査種別	調査数	徒歩	自転車	バイク	自動車(自 分で運転)	自動車(人 に乗せて もらう)	電車	路線バス	病院や施設の車両
元気高齢者	155	46	4	6	118	38	5	5	3
LIMENXI	100.0	29.7	2.6	3.9	76.1	24.5	3.2	3.2	1.9
認定者	169	19	_	1	8	118	-	7	43
1000年10	100.0	11.2	_	0.6	4.7	69.8	_	4.1	25.4
調査種別	車いす	電動車い す(カー ト)	歩行器・シ ルバー カー	タクシー	その他	無回答			
元気高齢者	-	-	-	6	-	4			
儿头向断台	_	_	_	3.9	_	2.6			
認定者	31	3	33	20	-	8			
1000年10	18.3	1.8	19.5	11.8	_	4.7			

(6) 地域活動の参加頻度

元気高齢者では、「年に数回以上」参加しているグループ等は、「⑦町内会・自治会」が32%と多く、次いで「③趣味関係のグループ」が30%、「⑥老人クラブ」が25%となっています。

認定者では、「年に数回以上」参加しているグループ等は、「⑤介護予防のための通いの場」が7%と多く、次いで「⑥老人クラブ」が5%、「③趣味関係のグループ」が4%となっています。

調査種別		調査数	週4回以 上	週2~3 回	1791 7 101	月1~3 回	年に数回	参加して いない	無回答
	①ボランティアのグ	155	1	1	_	6	15	95	37
	ループ	100.0	0.6	0.6	_	3.9	9.7	61.3	23.9
	②運動やスポーツ関係	155	1	3	2	16	14	89	30
	のグループやクラブ	100.0	0.6	1.9	1.3	10.3	9.0	57.4	19.4
	 ③趣味関係のグループ	155	-	5	2	27	12	88	21
元	の趣味関係のグループ	100.0	-	3.2	1.3	17.4	7.7	56.8	13.5
兀気高齢者	④学習・教養サークル	155	-	_	2	4	10	104	35
輸	4子首・教食サークル	100.0	-	_	1.3	2.6	6.5	67.1	22.6
者	⑤介護予防のための通	155	-	1	_	4	8	106	36
	いの場	100.0	-	0.6	_	2.6	5.2	68.4	23.2
	⑥老人クラブ	155	-	_	_	5	33	95	22
	0名人グラブ	100.0	-	_	_	3.2	21.3	61.3	14.2
	⑦町内会・自治会	155	-	_	_	10	39	84	22
		100.0	_	_	_	6.5	25.2	54.2	14.2
	①ボランティアのグ	169	-	2	_	_	1	147	19
	ループ	100.0	_	1.2	_	_	0.6	87.0	11.2
	②運動やスポーツ関係	169	-	_	_	_	1	148	20
	のグループやクラブ	100.0	-	_	-	-	0.6	87.6	11.8
	③趣味関係のグループ	169	-	1	1	2	2	146	17
	の趣味関係のブループ	100.0	-	0.6	0.6	1.2	1.2	86.4	10.1
認定者	④学習・教養サークル	169	-	_	_	_	2	148	19
┨と	4子首・教授サーブル	100.0	_	_	_	_	1.2	87.6	11.2
	⑤介護予防のための通	169	1	4	2	4	1	145	12
	いの場	100.0	0.6	2.4	1.2	2.4	0.6	85.8	7.1
	<u></u>	169	_		1	1	6	145	16
	⑥老人クラブ	100.0	-	_	0.6	0.6	3.6	85.8	9.5
	⑦町内会・自治会	169	-		_	_	2	147	20
		100.0	-	-	_	-	1.2	87.0	11.8

(7) 現在の健康状態

元気高齢者では、「よい(とてもよい、まあよいの合計)」という方が 83%、「よくない(あまりよくない、よくないの合計)」という方が 15%となっています。

認定者では、「よい(とてもよい、まあよいの合計)」という方が41%、「よくない(あまりよくない、よくないの合計)」という方が57%となっています。

調査種別	調査数	とてもよい	まあよい	あまりよ くない	よくない	無回答
元気高齢者	155	13	116	20	4	2
儿头向断台	100.0	8.4	74.8	12.9	2.6	1.3
到中老	169	4	65	56	41	3
認定者	100.0	2.4	38.5	33.1	24.3	1.8

(8) 現在治療中、又は後遺症のある病気

元気高齢者では、「高血圧」が 49%と多く、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、 関節症等)」が 16%、「目の病気」が 14%となっています。

認定者では、「高血圧」が 47%と多く、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」が 24%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「目の病気」がともに 20%となっています。

調査種別	調査数	高血圧	脳卒中 (脳出 血·脳梗 塞等)	心臓病	糖尿病	高脂血症 (脂質異常)	呼吸器の 病気(肺 炎や気管 支炎等)	胃腸・肝臓・胆の うの病気	腎臓・前 立腺の病 気
元気高齢者	155	76	6	17	19	16	11	8	17
カメに回風に日	100.0	49.0	3.9	11.0	12.3	10.3	7.1	5.2	11.0
⇒⇒	169	80	34	25	20	4	16	13	18
認定者	100.0	47.3	20.1	14.8	11.8	2.4	9.5	7.7	10.7
調査種別	筋骨格の 病気(骨粗 しょう症、 関節症等)	外傷(転 倒•骨折 等)	がん(悪 性新生 物)	血液・免 疫の病気	うつ病	認知症 (アルツ ハイマー 病等)	パーキン ソン病	目の病気	耳の病気
元気高齢者	24	7	6	6	1	-	1	22	11
儿以同断日	15.5	4.5	3.9	3.9	0.6	_	0.6	14.2	7.1
⇒⇒	40	30	11	7	7	24	6	34	19
認定者	23.7	17.8	6.5	4.1	4.1	14.2	3.6	20.1	11.2
調査種別	その他	ない	無回答						
二复方龄老	6	24	3						
元気高齢者	3.9	15.5	1.9						
	5	9	8						
認定者	3.0	5.3	4.7						

(9) 介護が必要となった場合、介護を受けたい場所 (元気高齢者のみ)

「今のところ、よくわからない」が51%と多く、次いで「できるだけ自宅で介護保険サービスを受けて生活したい」が32%、「介護施設や高齢者向けの住まいで生活したい」が13%となっています。

調査種別	調査数	介護保険 サービス	介護施設 や高齢者 向けの住 まいで生 活したい	今のとこ ろ、よく わからな い	無回答
元気高齢者	155	50	20	79	6
兀风高脚台 	100.0	32.3	12.9	51.0	3.9

(10) 今後、介護や高齢者に必要な施策

元気高齢者では、「自宅生活継続に向け、訪問系在宅サービスの充実」が39%と多く、次いで「自宅生活継続に向け、短期入所などの一時的入所サービスの充実」が36%、「自宅生活継続に向け、通所系在宅サービスの充実」が34%となっています。

認定者では、「自宅生活継続に向け、短期入所などの一時的入所サービスの充実」が44%と多く、次いで「自宅生活継続に向け、通所系在宅サービスの充実」が43%、「自宅生活継続に向け、訪問系在宅サービスの充実」が37%となっています。

調査種別	調査数	特 養 設 大 常 対 設 た で 護 説 た の を 備	ル - プ ホーム 、 小 で 、 で 、 だ 、 だ 、 対 時 が 。 介 該 対 。 う が 。 う だ う だ う に う だ う だ う に う に う に う に う に	人 ホ ー ム など、必要	継続に向け、訪問系 在宅サービスの充	継続に向け、通所系 在宅サー	自継け、24応サのまた。 全に 24応サの での 一充	継続に向け、短期入 所などの 一時的入	自継け、領別の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
元気高齢者	155 100.0	44 28.4	48 31.0	38 24.5	61 39.4	53 34.2	45 29.0	55 35.5	39 25.2
認定者	169 100.0	51 30.2	57 33.7	37 21.9	63 37.3	73 43.2	47 27.8	74 43.8	47 27.8
調査種別			事業の充	外出支援	生活支援	健康づくりのための教室、健康も説の	健康診断 や歯科検 診などの 充実	隣助やテ動やの活成 所合うア育動 のいン活成へ	生を活るけ整 がっでも場の いてき働の
元気高齢者	32 20.6	8 5.2	19 12.3	37 23.9	13 8.4	16 10.3	18 11.6	18 11.6	25 16.1
認定者	34 20.1	22 13.0	29 17.2	33 19.5	19 11.2	10 5.9	22 13.0	16 9.5	17 10.1
調査種別	世交やの経えのの業者や伝づの業者を伝づ	認知症を受ける。 おり おり おり おり おり おり おり かり	その他	特 に な し・わから ない	無回答				
元気高齢者	14 9.0	26 16.8	- -	15 9.7	11 7.1				
認定者	10 5.9	27 16.0	3 1.8	18 10.7	20 11.8				

(11) 主な介護・介助者 (認定者のみ)

「配偶者 (夫・妻)」が 30%と多く、次いで「娘」が 24%、「介護サービスのヘルパー」 が 18%となっています。

調査種別	調査数	配偶者(夫•妻)	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟•姉妹	介護サー ビスのヘ ルパー	その他
認定者	136	41	15	33	11	_	2	24	2
心足士	100.0	30.1	11.0	24.3	8.1	-	1.5	17.6	1.5
調査種別	無回答								
=D(=)=	8								
認定者	5.9								

(12) 介護・介助のため、過去1年間に辞職や転職した家族や親族の有無(認定者のみ)

「介護・介助のために仕事を辞めた家族等はいない」が62%と多く、次いで「主な介護・介助者が仕事を辞めた(転職除く)」が6%、「わからない」が5%となっています。

調査種別	調査数	主 な 介 護・介助者 が仕事を 辞めた(転 職除く)	者以外の 家族等が	主 な 介 護・介助 者が転職	主な介護・ 介助者以外 の家族等が 転職した	仕事を辞	わからな い	無回答
認定者	169	10	_	4	1	104	8	43
弧化石	100.0	5.9	_	2.4	0.6	61.5	4.7	25.4

(13) 今後も働きながら介護・介助を続けていけそうか(認定者のみ)

「問題はあるが、何とか続けていける」が 69%と多く、次いで「問題なく、続けていける」が 15%、「続けていくのは、やや難しい」が 10%となっています。

調査種別	調査数	回退は	るが、何と	くのは、	続けてい くのは、か なり難し い	無回答
=××	48	7	33	5	2	-
認定者	100.0	14.6	68.8	10.4	4.2	-

(14) 現在の生活の継続にあたり、主な介護・介助者が不安に感じる介護等(認定者のみ)

「認知症状への対応」が 28%と多く、次いで「夜間の排せつ」が 23%、「外出の付き添い、送迎等」が 22%となっています。

調査種別	調査数	日中の排せつ	夜間の排せつ	食事の介 助	入浴•洗 身	身だしな み	衣服の着 脱	屋内の移 乗・移動	外出の付き添い、送迎等
認定者	104	21	24	7	19	3	8	12	23
1000年1	100.0	20.2	23.1	6.7	18.3	2.9	7.7	11.5	22.1
調査種別	服薬	認知症状への対応	医療面で の対応	食事の準 備	その他の 家事	金銭管理 や生活面 の諸手続 き	その他	不安は、特にない	無回答
認定者	8	29	4	8	7	11	1	12	19
心足石	7.7	27.9	3.8	7.7	6.7	10.6	1.0	11.5	18.3

第4章 計画の方向性

1 計画の基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年及び団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年を見据え、本町における地域包括ケアシステムの深化・推進等を図るための基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 施策展開の考え方

令和7年及び令和 22 年を見据え、長期的な動向を視野に入れた、地域づくりを推進していきます。

本町においては、中山間地域のため、交通網の整備や地域医療等の課題があり、高齢者を取り巻く問題は地域全体の課題ともなっています。

また、介護保険事業計画における令和7年及び令和22年の介護保険料推計について も、現状のまま推移すると大幅な伸びが見込まれるため、住民全体で給付費の抑制に取 り組んでいく必要があります。

要介護状態になる前の介護予防の充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられる、地域づくりが重要な課題となっています。そのため町では、地域包括ケアシステムのさらなる構築を目指します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性

高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進のためには、医療・介護の連携体制の整備、日常生活支援体制の整備、高齢者の住まいの安定的な確保など、地域の実情に応じた体制整備が不可欠です。

そのため、在宅医療・介護連携の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安 定等、地域の実情に応じた施策を推進します。

また、課題の解決に向けて、地域住民を中心としたボランティア等が身近な地域で支え合い、参加する体制づくりを目指します。

(3)地域包括ケアシステムを支える人材の育成及び資質の向上

令和7年及び令和22年を見据えたサービス提供人材の確保が重要といえます。

そのため、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等と連携し、資質の向上を図ります。また、地域住民によるボランティアや健康サポーターを育成し、支え合い活動の支援を行います。

(4) 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」の施策を推進します。

認知症施策に取り組むにあたっては、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・ 介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援をはじめとする認知症の方が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と有機的に連携した 取組など、関係部門と連携し、総合的に推進します。

さらに、県が行う医療体制の整備や人材育成、広域に取り組む認知症施策も踏まえ、 県と連携し取り組みます。

(5) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

医療保険の保健事業と介護保険の介護予防を効果的・効率的に提供する体制を整備し、介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を推進します。自立支援・介護予防に関する地域全体への普及・啓発、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、自立支援型ケアマネジメントや多職種連携による地域ケア会議の推進及び地域包括支援センターの機能強化等、地域の実態や状況に応じた様々な取組を計画的に進めます。

(6)協働の地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、今までと同じように住み続けていけるように、地域ケア会議等の開催により、地域課題を発見し、地域におけるボランティア・地域資源等を活用しながら住民主体の支え合い地域づくりに地域全体で取り組んでいきます。

現在、生活支援コーディネーターを任命し、立科町地域支援づくり推進会議(たてしな"ずく"りの会)を開催しています。

また、多様なニーズに対応していくため、関係機関と連携していきます。

(7) 人権の尊重

高齢者や障がい者、LGBT(性的少数者)、認知症の方等に係る人権上の諸問題を十分考慮し、全ての高齢者の人権を尊重するという視点が必要になっています。特に、障がいの有無や程度、心身の状況、社会環境等、高齢者一人一人の多様な状況に応じ、高齢者が主体的に、必要なときに必要なところで、必要な情報や支援を利用できるよう、施策のあらゆる場面において、きめ細かな取組を推進します。

(8) 災害・感染症への備え

災害への備えとして、日頃から介護施設事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認に努めます。

また、感染症への備えとして、日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、研修を実施します。

2 町の現況と課題等を踏まえた施策の方向性

本町の現況と課題、住民の意向や介護保険制度の改正等を踏まえるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けて、施策の方向性を示します。

現況と課題、住民の意向

- ◆本町の高齢化率は、令和2年9月30日現在で36.2%(2年間で0.8 ポイント増加)となっており、今後は、計画目標年度の令和5年で37.1%、令和7年に38.3%、令和22年に44.6%に達すると予測
- ◆65 歳以上の高齢者数の推計は、令和2年の 2,569 人から減少傾向で推移し、令和7年は 2,519 人、令和22 年は 2,230 人と予測
- ◆介護サービスでは、要支援・要介護認定者数は増加傾向で推移し、介護サービス受給者数は居宅サービス、施設サービスが増加傾向で推移、地域密着型サービスは横ばい
- ◆給付費は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスともに増加傾向にあり、サービスごとでは特に、訪問入浴介護、短期入所療養介護(病院等)、訪問リハビリテーションが増加。一方、特定福祉用具購入費、通所リハビリテーション、短期入所生活介護は減少
- ◆本人の健康状態は、元気高齢者は、「よい」方が83%、「よくない」方が15%。認定者では、「よい」方が41%、「よくない」方が57% [調査結果(元気高齢者・認定者)より]
- ◆現在治療中、又は後遺症のある病気は、元気高齢者は、「高血圧」「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」「目の病気」が多く、認定者は、「高血圧」「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」「目の病気」が多い〔調査結果(元気高齢者・認定者)より〕
- ◆今後、介護や高齢者に必要な施策は、元気高齢者は、「自宅生活継続に向け、訪問系在宅サービスの充実」「自宅生活継続に向け、短期入所などの一時的入所サービスの充実」「自宅生活継続に向け、通所系在宅サービスの充実」が多い。認定者は、「自宅生活継続に向け、短期入所などの一時的入所サービスの充実」「自宅生活継続に向け、通所系在宅サービスの充実」「自宅生活継続に向け、訪問系在宅サービスの充実」が多い。「調査結果(元気高齢者・認定者)より]
- ◆主な介護・介助者は、「配偶者(夫・妻)(30%)」「娘(24%)」「介護サービスのヘルパー(18%)」 が多い [調査結果(認定者)より]
- ◆主な介護・介助者が仕事を辞めた(転職除く)方は6% [調査結果(認定者)より]
- ◆主な介護者の仕事と介護の両立については、「問題はあるが、何とか続けていける」が69%、「問題なく、続けていける」」が15%、「続けていくのは、やや難しい」が10% [調査結果 (元気高齢者・認定者)より]
- ◆主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」「夜間の排せつ」「外出の付き添い、送迎等」が多い[調査結果(認定者)より]



施策の方向性・取組

- ◆地域共生社会の実現に向けて、高齢者のほか、障がい者や子ども等への支援を含む「我が事・ 丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めるため、改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域住 民や福祉関係者が本人のみならずその人が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療 に限らず、地域生活課題を把握し関係者等と協働し課題を解決していく必要があります。地 域包括ケアシステムの実現に向けた取組や、地域のニーズ・資源の把握、関係者のネットワー ク化、担い手の創出や資源の創出等を図る人材(生活支援コーディネーター等)や協議体の 役割を通じ、支援・協働体制の充実強化を図ります。また、日常生活上の支援が必要な高齢 者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO等の多様な主体によ る多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を進めます。
- ◆認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員の配置や介護施設における認知症対応力の向上、認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応等の認知症施策の充実を含め、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」の施策を推進します。
- ◆生涯にわたる健康づくりを推進し、健やかな生活習慣の形成等、疾病予防、重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防等に取り組みます。また、要介護状態等にある高齢者の 家族に対する支援を引き続き行います。
- ◆高齢者への虐待の防止に向け、「広報・普及・啓発」、「ネットワーク構築」、「行政機関連携」、「相談・支援」などの体制整備が必要になっており、特に、介護者による高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障がい・疾病」によるほか、介護施設従事者等による主な発生要因では、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」となっています。対策として、相談機能の強化・支援体制の充実など地域の実情に応じた取組を進めます。
- ◆一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等への、見守り・声かけ活動の展開、緊急時・災害時の要配慮者に対する避難支援体制整備を図ります。
- ◆高齢期は、身体的な要因や精神的な要因などで、家に閉じこもりがちになり、それが原因で 介護や支援を要する状態となるケースもみられます。生きがいづくりや社会参加に向けた支 援は、重要な高齢者施策の一つでもあるため、引き続き時代の変化による高齢者の好みや行 動の多様化にあわせたプログラムを提供していきます。また、豊富な知識や経験をもつ高齢 者等の、地域コミュニティネットワークへの主体的な参画を促進します。

3 基本理念等

(1)基本理念

団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年を見据え、高齢者のライフスタイルや生活意識の変化、増加する一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の高齢者を取り巻く環境の変化に対応した、安心して生活していける町づくりが重要です。

こうした中、従来の住民互助の関係、そして「地域社会」の必要性が再認識され始めました。「地域社会」は、これからの高齢化社会に対応するための重要な役割を担うと考えられ、互いに助け合い、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

また、高齢者が地域で生活していくためには、介護だけでなく医療や健康づくりとの 連携も大きな課題となっています。

本計画の主な対象者は、65 歳以上の住民ですが、年齢や状態等の違いにかかわらず、 立科町の全ての住民が「高齢期の暮らし方」を自身のテーマとしてとらえ、若い世代に おいては高齢期になっても要介護状態にならないための心身の健康を維持し、手助けを 必要としている高齢者への地域でのサポートに努めるとともに、高齢者においては身体 的・精神的な制約の中でも健康を維持し、これまでに培ってきた経験や知識に基づいて、 積極的に活動していくことで、ともに支え合う地域福祉社会の実現を目指すものです。

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい生き方ができるように、さらに安心した生活が送れるように、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し計画を推進していく必要があります。

第8期の計画においては、前期計画の基本理念や考え方等を継承し、「住み慣れた町で、 地域と協働しながら、いつまでも元気で暮らしていける地域社会の実現」を基本理念と し、取り組んで参ります。

住み慣れた町で、地域と協働しながら、 いつまでも元気で暮らしていける地域社会の実現

4 施策の体系

本計画は、次のような体系で施策を展開します。

	住み慣れた町で、
いつまでも元気で暮らしていける地域社会の害	、地域と協働しながら、

第1章	1 地域包括ケアシステムの構築
立科町地域包括ケア	2 地域包括ケアシステム構築のための
システムの構築	重点取組事項

弗 2草	1 介護サービ人の基盤整備
サービス量の見込みと	2 介護サービス量の現状・見込み・対応
確保方策	方針
	3 地域支援事業
	4 介護給付費適正化に関する事項
	(町介護給付適正化計画)

第3章		1	保険料算定手順
介護保険事業に係る費用		2	保険給付費の財源構成
と第1号保険料の見込み		3	給付費の見込み
		4	保険料の設定
		5	所得段階別の保険料
	4		

第4章	1 高齢者福祉事業の概要
高齢者福祉事業	2 重点的に取り組む事項
	3 互助・インフォーマルな支援計画
	4 高齢者の生きがいづくりと社会参加
	支援

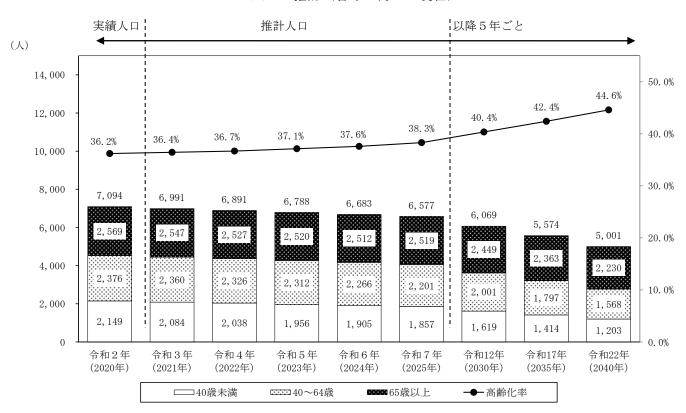
第5章 高齢者人口等の推計

1 人口の推計

人口推計は、平成 28 年から令和2年の各年9月 30 日現在の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。これによると、本町の総人口は、令和2年の7,094 人から減少傾向で推移し、令和5年には6,788 人(4.3%減)、令和22 年には5,001人(29.5%減)と推計されます。

65 歳以上人口は、微減傾向で推移し、令和2年の 2,569 人と比較すると令和5年は 2,520 人へと 49 人(1.9%)減少し、令和 22 年は 2,230 人へと 339 人(13.2%)減少します。また、高齢化率は令和2年の 36.2%から令和5年には 37.1%、令和 22 年には 44.6%になると推計されます。

■人口の推計(各年9月30日現在)

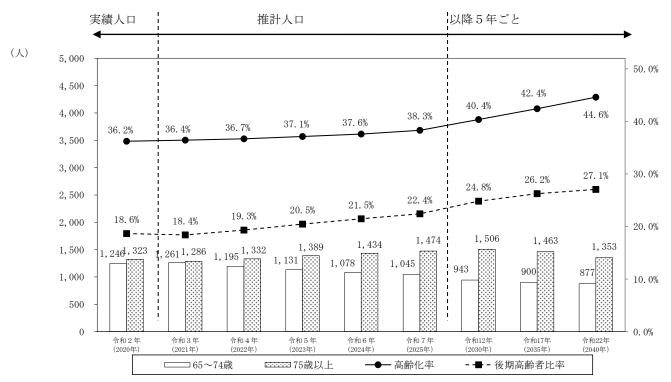


(単位:人)

		実績		推計						
	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
		(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
	40 歳未満	2,149	2,084	2,038	1,956	1,905	1,857	1,619	1,414	1,203
	40~64 歳	2,376	2,360	2,326	2,312	2,266	2,201	2,001	1,797	1,568
	65 歳以上	2,569	2,547	2,527	2,520	2,512	2,519	2,449	2,363	2,230
紛	口人総	7,094	6,991	6,891	6,788	6,683	6,577	6,069	5,574	5,001
100	5 齢化率	36.2%	36.4%	36.7%	37.1%	37.6%	38.3%	40.4%	42.4%	44.6%

後期高齢者比率は令和2年の18.6%から、令和5年には20.5%、令和22年には27.1%になると推計されます。

■高齢者人口の推計(各年9月30日現在)



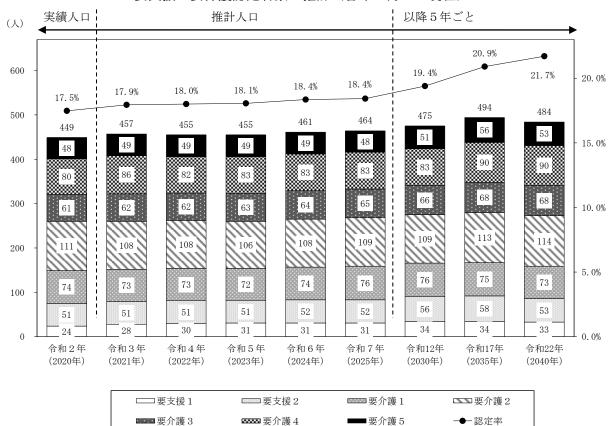
(畄)	Ψ,	٠	1)
(単	<u>11</u>	•	人)

	実績		推計						
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
65~74 歳	1,246	1,261	1,195	1,131	1,078	1,045	943	900	877
75 歳以上	1,323	1,286	1,332	1,389	1,434	1,474	1,506	1,463	1,353
高齢化率	36.2%	36.4%	36.7%	37.1%	37.6%	38.3%	40.4%	42.4%	44.6%
後期高齢者比率	18.6%	18.4%	19.3%	20.5%	21.5%	22.4%	24.8%	26.2%	27.1%

2 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、令和2年9月末現在で449人となっており、令和5年には455人となり、3年間で6人の増加が予想されます。さらに令和22年には484人と見込んでいます。また、認定率でみると、令和5年は18.1%と令和2年の17.5%から増加傾向で推移し、令和22年には21.7%と推計されます。

要介護度別で令和2年と令和5年を比較すると、要支援2は変化がなく、要支援1が7人、要介護3は2人、要介護4が3人、要介護5は1人の増加となっています。一方、要介護1は2人、要介護2は5人減少すると推計されます。



■要支援・要介護認定者数の推計(各年9月30日現在)

(単位:人)

	実績				推	計			
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
	(2020年)	(2021年)	(2022年)	(2023年)	(2024年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
65 歳以上人口	2,569	2,547	2,527	2,520	2,512	2,519	2,449	2,363	2,230
要支援•要介護認定者数	449	457	455	455	461	464	475	494	484
認定率	17.5%	17.9%	18.0%	18.1%	18.4%	18.4%	19.4%	20.9%	21.7%

※認定率=要支援・要介護認定者数/65歳以上人口

※出典:厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」

第6章 日常生活圏域について

地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位となる「日常生活圏域」は下記のとおり設定しています。

本町は、昭和 30 年に芦田村・横鳥村・三都和村の 3 村が合併し立科村となり、昭和 33 年に町制を施行、さらに昭和 35 年に望月町より茂田井地区の大部分が編入し現在に至っています。

地形的には南北に細長く、町の最南端で観光地をもつ蓼科地区とは町の中心地から 20km 前後の距離はあるものの、小学校、中学校も町内に1つであり、住民の日常生活形態にも大きな変化はない状況にあります。

こうした状況などから、本町は町内を1つとした「日常生活圏域」を設定するものとします。

■日常生活圏域の状況

	町の概要			
1. 面 積	66.87k m (平成 28 年 3 月末現在)			
2. 人 口	7,094人(令和2年9月末現在)			
3. 地 勢	南北 26.4km·東西 9.9km(平成 28 年 3 月末現在)			

【 各 論 】

第1章 立科町地域包括ケアシステムの構築

1 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が 75 歳以上となる令和7年度に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立して 安心した生活が送れるように、医療、介護、生活支援・介護予防、住まいが一体的に切れ目 なく提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

現在は立科町地域支援づくり推進会議(たてしな"ずく"りの会)、地域ケア推進会議、介護事業所連携会議を通して連携を図っており、地域課題について話し合いを行っています。

今後も各機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自立して安心した生活が送れるように 地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。



2 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

(1) 地域包括支援センターの機能強化

少子高齢化に伴い、本町でも核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。そのため、介護や福祉の相談のみならず、生活問題や家族関係等に係る相談、認知機能の低下等に伴う権利擁護に関する相談も多くなり、専門職による対応が必要となっています。

地域包括支援センターでは、高齢者が要支援や要介護の状態になることをできるだけ 抑えて健康的な生活を持続するため、従来の介護予防事業の充実や権利擁護、相談事業 に努めています。

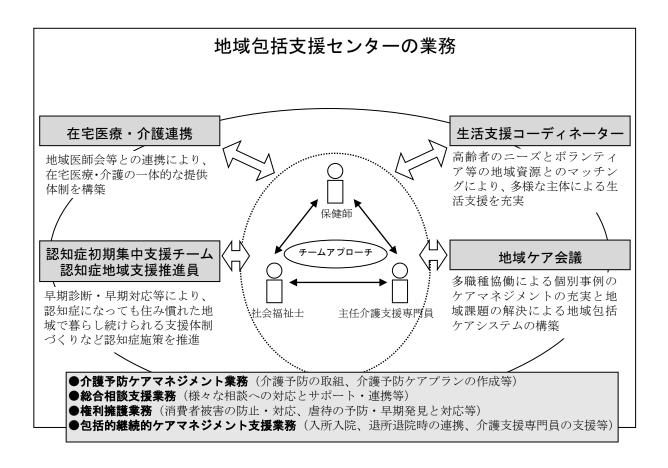
また、地域支援事業における包括的支援事業は、地域包括支援センターの行う業務の一つであり、高齢者が要介護状態等に陥ることなく、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送ることができるよう包括的に支援を行う事業です。

なお、調査結果をみると地域包括支援センターに力を入れてほしい事業として、元気高齢者は「事業内容の周知」が37%と多く、認定者は「高齢者の一般的な相談」が34%と多くみられます。これを受け、事業の周知や相談体制の充実を図るとともに、令和7年及び令和22年を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、従来の施策をさらに充実させるため、在宅医療・介護連携、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員による認知症施策の推進、生活支援コーディネーターによる生活支援の充実、地域ケア会議の開催といった包括的支援事業の取組を進めていきます。

■立科町地域包括支援センターの職員配置状況

	令和2年度
センター長	1人
センター係長	1人
主任介護支援専門員	1人
介護支援専門員	2人
保健師	1人
社会福祉士	0人

[※]地域包括支援センター長は、町民課長が兼務



(2) 在宅医療・介護連携の推進(在宅医療・介護連携推進事業)

地域包括ケアシステムの構築にあたっては訪問看護や病院等、地域医療との連携強化が重要な課題となっています。本町においての医療体制は、2か所の個人医院と、1か所の訪問看護のサテライト事業所のみとなっています。

また、入院治療等が必要な場合は、近隣の総合病院に入院することとなりますが、医療機関への通院等が困難な高齢者も多く課題となっています。無料送迎サービスのある 医療機関の情報提供を行うとともに、関係機関と検討を行っていきます。

こうしたことから、町では地域包括ケアシステムの構築に向けて、町内医療機関のほか、総合病院及び医師会と連携し、小諸北佐久医療・介護連携推進協議会において、医療・介護関係者への研修会や講演会を開催しています。住民への普及啓発としても看取りや認知症等の講演会を開催しています。

今後も、住み慣れた地域で安心して医療や介護が提供できる体制づくりを検討していきます。

(3) 認知症施策の推進(認知症総合支援事業)

全国をみると高齢者の約7人に1人が認知症(平成24年で462万人)となっており、 令和7年には約700万人(約5人に1人)になると予測されています。本町では令和2年11月末時点で「認知症高齢者の日常生活自立度」 II a 以上の高齢者数は約300人となっています。また、調査結果(認定者)では、現在治療中、又は後遺症のある病気と して認知症(アルツハイマー病等)が 14%みられ、現在の生活の継続にあたり、主な介護・介助者が不安に感じる介護等では、「認知症状への対応」が 28%と多くなっています。

国の「認知症施策推進大綱」に基づき、本町においても認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」の施策を推進します。

① 認知症の普及啓発・認知症にやさしい地域づくり

認知症に対する偏見はまだ存在します。認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、認知症地域支援推進員や認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を住民・企業・学校等幅広く開催し、認知症の正しい知識や具体的な対応方法等の普及に努めます。また、認知症サポーターや民生児童委員、健康サポーター等による認知症の地域見守りネットワークを広げ、認知症にやさしい地域づくりに取り組みます。

② 認知症の状態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症の方が、状態に合わせて適時・適切な医療・介護等サービスの提供が行えるよう認知症ケアパスを活用する等、かかりつけ医や認知症疾患医療センター、介護事業所等との連携を強化します。また、必要に応じて認知症初期集中支援チームで介入し、早期受診や早期の適切なサービスの利用等につなげ、自立生活を支援します。

③ 本人・家族への支援

現在、認知症の総合相談窓口を地域包括支援センターとし、相談・支援を行い、必要に応じて認知症初期集中支援チームへつなげ支援を行っています。また、認知症専門の相談員によるもの忘れ相談会を開催しています。町の認知症に関する相談先や町独自のサービス等の情報をまとめ広く周知するため、認知症ケアパスを配布しています。

認知症本人の支援とし、認知症カフェや認知症本人ミーティング、各種介護予防教室等、他者との交流の場の紹介や運営支援を行っています。今後も認知症になってもその人らしく生き生きと活躍できるように支援していきます。また、若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の相談や支援に努めます。

認知症の方を支える家族への支援とし、家族介護者の会の運営し、介護者同士の交流とリフレッシュを図るため、交流会や介護勉強会等開催しています。

今後も継続して認知症の相談体制を整え、本人や家族の適切な支援が行えるように 取り組んでいきます。

(4) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備(生活支援体制整備事業)

時代の変化とともに、多様な生活スタイルが定着し、核家族化や高齢者世帯等、家族のつながりや地域とのつながりが希薄になっているといわれています。

本町においても超高齢社会となっている現状から、様々な困難や課題が発生しています。そのため「地域」が見直され始めており、この介護保険制度改正における地域ケアシステムの構築は「地域づくり」そのものともいわれています。

そのため、生活支援コーディネーターにより、現状・ニーズの把握や資源開発をしています。また、立科町地域支援づくり推進会議を開催し、支え合いによる地域づくりについて情報共有・協議し取り組んでいます。

今後については、集いの場からのニーズの把握・資源開発を行い、地域に密着した活動に発展させていきます。また、地域資源を活用し、個別のニーズと支援のマッチングをしていきます。

■多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 〇 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、<u>社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防</u>につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加 生活支援・介護予防サービス 高齢者の社会参加 〇現役時代の能力を活かした活動 〇二一ズに合った多様なサービス種別 〇興味関心がある活動 〇住民主体、NPO、民間企業等多様な 〇新たにチャレンジする活動 生活支援の担い手 主体によるサービス提供 としての社会参加 •一般就労、起業 ・地域サロンの開催 ·趣味活動 ・見守り、安否確認 ・健康づくり活動、地域活動 ·外出支援 ・介護、福祉以外の ・買い物、調理、掃除などの家事支援 ボランティア活動 等 ·介護者支援 等 バックアップ 市町村を核とした支援体制の充実・強化 バックアップ 都道府県等による後方支援体制の充実

(5)地域ケア会議の推進

地域ケア個別会議を開催し、地域ニーズや社会資源、地域課題の把握に努め、他職種協働によるケアマネジメント支援や地域ネットワークの構築を図ります。さらに地域ケア推進会議を開催し、地域づくり、資源開発、政策の形成について協議し地域で生活しやすい環境づくりに取り組みます。

(6) 権利擁護の推進

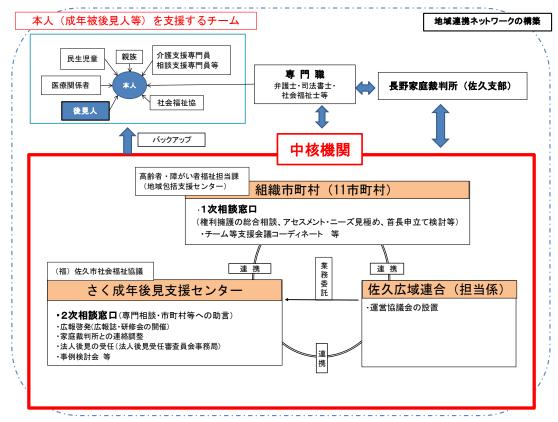
高齢化とともに、判断能力が低下し成年後見制度を必要とする高齢者が増加しています。

成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置し、相談・専門的な助言・地域の 協議会の運営等を円滑に実施していきます。

■佐久圏域における中核機関のイメージ図

佐久広域連合 作成

広域エリアのため既存の機能を活かし、3機関(市町村担当窓口・さく成年後見支援センター・佐久広域連合)の役割分担の明確化と連携促進により中核機関として位置付ける



(7) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

安心できる住まいの確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、住環境の整備や住民 同士の助け合い活動を支援します。在宅生活が困難な方には、利用可能な施設を情報 提供するため、施設の把握に努めます。

ア 特別養護老人ホーム

令和2年10月現在、町内1施設となっています。長期75床、短期5床を開所しています。

今後、長期94床・短期6床への変更を予定しています。

イ 認知症対応型グループホーム

令和2年10月現在、町内1施設となっています。施設定員は9人です。

ウ 高齢者共同住宅

住み慣れた地域で、生活が維持していけるように、町の高齢者共同住宅「あんしん」があります。令和2年10月現在、施設定員は8人です。

エ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅

町内に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅はありません。有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携しこれらの設置状況や利用状況等の把握に努めます。

(8) 地域福祉活動(自助・互助の取組)の推進

地域福祉における「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方を踏まえ、地域住民と全ての個人・法人・団体等がお互いの役割の中で協力関係を構築し、地域づくりを推進していく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、今までと同じように住み続けていけるように、地域におけるボランティア・地域資源等を活用しながら住民参加の介護予防事業に地域全体で取り組んでいくことが重要になっています。

平成 20 年度より実施している「立科町健康サポーター」の取組をはじめ、地域住民による以下の取組への積極的な参画を推進します。

- ◆地域での介護予防や認知症の支援を行う健康サポーター・認知症サポーター・認知症キャラバン・メイト活動
- ◆家庭介護者の会「ひまわりの会」による介護者相互の支え合い
- ◆立科町健康サポーターによる通所型サービスB「たてしな元気塾」活動
- ◆生活支援コーディネーター、たてしな"ずく"りの会による自助・互助の取組の推進

(9)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

調査結果によると、現在の健康状態は、元気高齢者では「よい(とてもよい、まあよいの合計)」という方が83%となっています。一方、認定者では41%となり、前者と比べて42ポイント下回っています。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護保険の地域支援事業や高齢者保健事業と一体的に実施する体制を整備し、実施にあたっては医療専門職が中心となり、関係団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。また、介護・医療・健診情報等を活用し、整理・分析・課題の明確化を図り、介護予防、フレイル対策、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防に取り組みます。

要介護認定データや医療費データ、健診情報等を活用し、高齢者一人一人の状況や課題の把握に加えて、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

(10) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

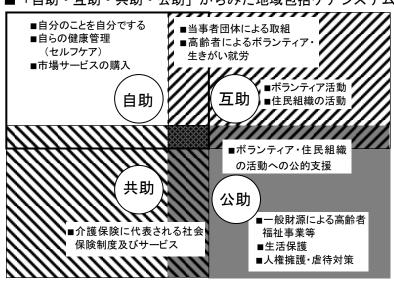
令和7年及び令和22年を見据えたサービス提供人材の確保が重要であり、また、少子高齢化が進展し、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるようにするため、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。

そのため、国、県との連携をはじめ、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等と 連携して資質の向上を図ります。また、住民同士の支え合いの推進と充実を図ります。

(11) リハビリテーションサービス提供体制の充実

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。

高齢者個人への働きかけはもとより、要支援・要介護状態でも社会参加できる地域づくりを推進するため、引き続き、地域ケア会議や介護事業所連携会議等へのリハビリテーション専門職の参加を促し、専門的な視点を取り入れていきます。



■「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

※平成 25 年3月地域包括ケア研究会報告書より

【費用負担による区分】

- ○「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の 負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
- 〇これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用 負担が制度的に裏づけられていない自発的なもの。

【時代や地域による違い】

- ○令和7年までは、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に。
- 〇都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」 によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。
- 〇少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要。

第2章 サービス量の見込みと確保方策

1 介護サービスの基盤整備

調査結果(認定者)をみると、介護保険制度のサービスを利用している方は88%となっています。また、保険料について、元気高齢者は「現在のサービスを維持・充実するために、介護保険料が高くなってもやむを得ない」が31%と多い一方で、認定者は「公費負担や現役世代の負担を増やして、高齢者の介護保険料は高くならないようにする方がよい」が32%と多くみられます。このような利用状況や考え方を踏まえ、介護サービスについては、令和7年及び令和22年を見据えるとともに、高齢者等実態調査の結果等を踏まえた長期的な視点から、介護サービスの基盤整備を次の基本方針に基づき取り組んでいきます。

(長期的な方針)

- ○住み慣れた地域で暮らせる環境整備の推進。
- ○入所・居宅系ニーズを見据えた、介護サービスの一定量の確保。

(第8期計画期間における方針)

〇住み慣れた地域で、安心して住み続けることができるように、地域に密着した 介護サービスの基盤整備に取り組む。

調査結果(認定者)をみると、住み慣れた自宅や地域での生活を希望される方が多く、施設入所となった場合も、「住み慣れた地域で、小規模な家庭的な施設」への希望が27%と多くみられます。こうした住民ニーズを考慮し、在宅での介護を安心して続けていけるように、介護サービスの基盤整備に取り組みます。

また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携しこれらの設置状況や利用状況等の把握に努めます。

2 介護サービス量の現状・見込み・対応方針

(1) 居宅(介護・予防) サービス

サービス項目	介護サービス量の現状・見込み・対応方針
訪問介護	訪問介護の給付費については増加しており、今後も同様の傾向で推移すると
	考えられます。現在の利用者のほとんどが、町内の介護事業所及び近隣市町の
	事業者からのサービスを受けています。
訪問入浴介護	現在このサービスを提供している介護事業所は町内にありません。今後も利用者数には大きな変化はみられないものと見込み、現在の利用量と同程度を推測しています。しかし、在宅生活において通所系のサービスを利用することが困難な方が増加することも予測されるため、身近で本サービスが受けられるよ
	おりには、

サービス項目	介護サービス量の現状・見込み・対応方針
訪問看護	現在の利用量と同程度を見込んでいます。現在サービスを提供している事業
	者は、町内サテライト事業所1か所、町外事業所3か所ですが、地域的に医療
	施設との連携が必要不可欠であり、利用者の増加に対応できる供給体制の確保
	に努めます。
訪問リハビリ	現在の利用量と同程度を見込んでいます。現在サービスを提供している事業
テーション	者は、町内サテライト事業所1か所、町外事業所3か所です。
居宅療養管理 指導	現在の利用量と同程度を見込んでいます。
通所介護	現在、町内3事業所と、近隣市町の事業所でサービスを供給していますが、
	今後は運動器の向上を目的としたプログラムも重要視されています。近年の利
	用者数に基づき、サービス利用量を見込みます。
通所リハビリ	積極的な機能改善を求める方の利用がありますが、町外施設のみとなってい
テーション	るため、近年は若干減少傾向で推移しています。
短期入所生活	在宅介護を支える大きなサービスです。町内の介護老人福祉施設に併設の専
介護	用床、近隣市町の介護老人福祉施設併設床や専用事業所等の利用があります。
	町内の介護老人福祉施設では令和3年1月時点で6床です。
短期入所療養	町内に老人保健施設、介護療養型医療施設はなく、近隣市町に設立された事
介護	業所や病院に併設した施設を利用しています。介護老人福祉施設以外の短期入
	所として、ここ数年は老人保健施設の利用が徐々に増えています。また、介護
	療養型医療施設での短期入所は減少傾向にあります。
特定施設入居	有料老人ホーム等の施設で、県の指定を受けた特定施設に入居する要介護者
者生活介護	が受ける介護サービスです。近隣市町で数か所指定を受けており、これからも
福祉用具貸与 	
購入賀 	
 	
压七以修	
福祉用具貸与 特定福祉用具 購入費 住宅改修	増加することが予測されます。 ベッド・歩行器等在宅生活維持には欠かせない利用率の高いサービスです。 町内にサービス提供事業者はありませんが、近隣市町のサービス提供事業者を利用しており供給量は十分確保される見込みです。 受給者数の増加と比例して利用が高まることが見込まれます。町内にサービス提供事業者はありませんが、近隣市町のサービス提供事業者を利用しており供給量は十分確保される見込みです。介護支援専門員との連携を深め、適正な活用を推進します。 手すりの設置等の小規模工事から段差の解消や床材の変更等大規模工事まで、比較的介護度に関係なく利用されているサービスです。 今後も、在宅生活を維持していくため、一定量の需要が見込まれます。

■予防給付サービスの見込量

(単位:人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5	6	6	6	6
介護予防訪問リハビリテーション	11	11	11	11	11
介護予防居宅療養管理指導	1	1	1	1	0
介護予防通所リハビリテーション	3	3	3	3	3
介護予防短期入所生活介護	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	Ο	Ο	О	0
介護予防福祉用具貸与	40	41	42	43	44
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	55	56	56	57	59

■介護給付サービスの見込量

(単位:人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
訪問介護	57	59	61	62	61
訪問入浴介護	4	4	4	4	5
訪問看護	55	55	55	56	59
訪問リハビリテーション	14	14	14	14	12
居宅療養管理指導	34	34	34	36	38
通所介護	150	151	152	152	152
通所リハビリテーション	8	8	0	0	9
短期入所生活介護	26	26	26	26	26
短期入所療養介護(老健)	7	7	7	7	7
短期入所療養介護(病院等)	1	1	1	1	1
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	171	161	160	156	161
特定福祉用具購入費	1	1	1	1	1
住宅改修費	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	15	15	16	17	17
居宅介護支援	208	210	210	212	212

(2) 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を継続していくため、原則として町内の被保険者のみが利用できるサービスです。施設の運営や利用状況等の把握に努めます。

サービス項目	介護サービス量の現状・見込み・対応方針
認知症対応型	通常のデイサービスよりも認知症の方にあった内容を提供するデイサービ
通所介護	スで、本町においては現在、提供事業所はありません。
認知症対応型	一人暮らし等で認知症状により誰かの見守りが必要となった方が共同で生
共同生活介護	活するこのサービスは、家庭的な環境での生活が可能な方の入居先として、町
	内に1施設整備されています。
地域密着型通	現在、町内2事業所でサービスを供給しています。日中、小規模のデイサー
所介護	ビスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の
	支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。実績と同程度の利
	用量を見込みます。

■介護給付サービスの見込量

(単位:人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型通所介護	27	29	29	31	33
認知症対応型通所介護	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護	11	11	11	11	11

(3)施設サービス

サービス項目	介護サービス量の現状・見込み・対応方針
介護老人福祉	介護老人福祉施設の整備数は、県の整備計画に基づき調整されています。
施設(特別養護	令和3年1月時点で町内の特別養護老人ホーム(1施設)長期入所者は84
老人ホーム)	人、短期入所者は6人、合計定員90人となっています。住み慣れた地域で安
	心して生活ができるように、特別養護老人ホームとの連携・協働を推進してい
	きます。また、この施設は、災害時に要配慮者の避難場所として利用できるよ
	う協議を進めます。
	なお、令和3年度には長期入所者 94 人、短期入所者6人の合計定員 100
	人に変更予定です。
介護老人保健	町内に介護老人保健施設はなく、近隣市町に設立された事業所や病院併設の
施設	施設を利用しています。
介護療養型医	今後、介護療養型医療施設は令和6年3月末までに介護医療院への転換が見
療施設	込まれます。

■施設サービスの見込量

(単位:人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	80	85	85	85	86
介護老人保健施設	40	40	40	42	42
介護医療院	5	5	5	10	11
介護療養型医療施設	4	4	4		

3 地域支援事業

新しい総合事業を開始した後の地域支援事業は、これまで全国一律で実施していた介護予防給付が、地域の実情にあわせて多様なサービスを提供していくことができるようになりました。本町では、平成 29 年4月から総合事業を開始し、現行相当型とサービスA、サービスBの事業を実施しています。

今後も住民のニーズや介護給付費などを考慮して実施内容や方法を検討し実施します。

■ 立科町の地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業の概要

〈改正前〉 〈改正後〉 介護給付 (要介護1~5) 介護給付 (要介護1~5) 【財源構成】 給付 居宅サービス 介護予防給付 (要支援 $1 \sim 2$) 介護予防給付 地域支援事業 (要支援1~2) (介護予防・ ■新しい介護予防・日常生活支援総合事業 ■ 日常生活支援 訪問介護、福祉用具等 総合事業) ○介護予防・生活支援サービス事業(要支援1~2、介護予防・生活支援サービス事業対象者) 国 25% サービス内容 訪問型種別 実施状況 訪問介護、通所介護 県 12.5% 現行訪問介護相当 身体介護・生活援助 実施 町 12.5% 訪問型サービスA 生活援助(緩和基準サービス) 実施 1号保険料 介護予防事業 |訪問型サービスB |住民主体の自主活動による生活援助 実施 ! 23% 検討中 訪問型サービスC 保健師等による居宅での相談指導 ○二次予防事業 2号保険料 訪問型サービスD 移動支援(通院や日常の買物の付き添い) 検討中 27% 通所型介護予防事業 実施状況 通所型種別 サービス内容 (特定高齢者デイサービ 現行通所介護相当 食事、入浴、運動等 実施 域支援 施設サービス ス) 等 通所型サービスA 食事、運動等(緩和基準サービス) 実施 国 20% 通所型サービスB |健康サポーターによる「たてしな元気塾」 実施 県 17.5% 対象者把握事業 検討中 通所型サービスC 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム 町 12.5% 筝業 〇一次予防事業 1号保険料 ○一般介護予防事業(65歳以上の人なら誰でも利用可能。地域の人とのつながりを通じて介護予防等の取組を支援) 23% ·介護予防普及啓発事業等 妣 域支援事 2号保険料 介護予防把握事業 実態把握調査によって、何らかの支援が必要な人を調査 ! 27% 介護予防普及啓発事業 住民主体の介護予防に取り組む通いの場を支援、介護予防講師の派遣 地域介護予防活動支援事業 介護予防リーダーを養成し、活動を支援 業 包括的支援事業 【財源構成】 ■ 包括的支援事業 (従来の地域包括支援センターの運営に加え、より充実した施策の推進) 地域支援事業 ○地域包括支援センターの運営に加え、地域ケア会議の充実 ○地域包括支援センターの (包括的支援 (地域包括支援センター等で多職種共同による個別事例の検討を行い、地域課題の把握等を推進するため、地域ケア会 事業・任意事 運営 議を開催) 業) 充実 ○在宅医療・介護連携の推進 地域支援事 ・介護予防ケアマネジメント 国 38.5% (在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を、小諸北佐久医療・介護連携推進協議会にて推進) 県 19.25% ○認知症施策の推進 ·総合相談支援業務 町 19.25% (認知症地域支援推進員及び初期集中支援チームを設置し、専門職による早期診断・対応等、できる限り住み慣れた地 権利擁護業務 1号保険料 域で暮らし続けることができる地域の構築を検討・実施) 業 23% ○生活支援サービスの体制整備 ケアマネジメント支援 (生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置により、生活支援のサービスや担い手等、地域資源の開発を実施) 任意事業 任意事業 ·家族介護支援事業 等 · 家族介護支援事業 等

(1)介護予防・生活支援サービス事業

対象者 :要支援者

介護予防・生活支援サービス対象者(基本チェックリスト対象者)

平成 29 年度より総合事業が開始され、基本チェックリストで該当すれば使えるサービスができました。

本町では訪問型・通所型のサービスAとサービスBを実施しています。

サービスBは住民主体のサービスであり、訪問型はシルバー人材センター等により家事援助を実施し、通所型は立科町健康サポーターによる「たてしな元気塾」を月1回開催しています。サービスBについては、まだ利用者が少ない状況です。

訪問型サービスBは現在シルバー人材センターに委託していますが、提供できる支援者が少なく、内容も限られている状況です。通所型サービスBは現在健康サポーターに委託しています。

今後、支援者養成の必要性やサービス内容を検討します。

また、訪問型・通所型サービスC・訪問型サービスDについては、立科町地域支援づくり推進会議等で実施について検討します。

① 現行訪問介護相当サービス

現行の介護予防訪問介護と同様のサービスとして、訪問介護員による身体介護、生活援助を行います。

■事業等の実績(各年度4月1日現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	5人	4人	2人

② 訪問型サービスA

基準緩和により提供されることになった訪問型サービスで、主に訪問介護員が生活援助として、日常生活に対する援助(調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、重い物の買い物代行や同行等)を行うサービスです。

■事業等の実績(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体	1	1	1
利用者数	12人	14人	15人

③ 訪問型サービスB

住民主体による支援であり、ボランティアによる生活援助を主体として、現在シルバー人材センターに委託していますが、提供できる支援者が少なく、内容も限られている状況です。日常生活に対する援助(布団干し、掃除、洗濯、ゴミ出し、電球の交換等)を行うサービスです。

■事業等の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体	1	1	1
延べ利用者数	1人	2人	0人

④ 現行通所介護相当サービス

現行の介護予防通所介護と同様のサービスとして、通所介護事業所の従事者による サービスとして、食事、入浴、運動等を行います。

■事業等の実績(各年度4月1日現在)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	54人	61 人	55人

⑤ 通所型サービスA

基準緩和により提供されることになった通所介護事業所の従事者によるサービスで、 主に雇用労働者やボランティアが高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事 業として事業所内でミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行います。

■事業等の実績(各年度4月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体	3	3	ω
延べ利用件数	30人	26人	18人

⑥ 通所型サービスB

ボランティア主体(住民主体)で、通いの場を設け、体操、運動等の活動等を行う サービスとして、立科町健康サポーターによる「たてしな元気塾」を開催しています。

■事業等の実績(各年度7月1日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施団体	1	1	1
利用者数	6人	8人	6人

(2)一般介護予防事業

対象者 :全ての高齢者

令和7年及び令和22年に向けて、要介護状態にならず1日でも長く健康で充実した生活が過ごせるように、全ての高齢者を対象として、介護予防の普及・啓発や健康増進を重点課題とした事業を展開していきます。立科町健康サポーターやボランティア等と協力・連携を図り地域で支える介護予防を実施して、町全体で介護予防に取り組みます。

歯科衛生士や健康運動指導士等の専門職と連携し、介護予防教室を開催しています。 介護予防教室は、ニーズに合わせて内容等検討し、よりよい教室の実施を目指しています。 す。

健康サポーター養成講座は毎年開催し、地域全体での介護予防が実践できるように取り組んでいます。

基本チェックリストを活用し、介護予防が必要な人を把握し、介護予防教室等の参加 勧奨を行います。

(3)包括的支援事業

包括的支援事業には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、⑤在宅医療・介護連携推進事業、⑥生活支援体制整備事業、⑦認知症総合支援事業があります。(⑤~⑦についてはP39~41 に説明があります。)

包括的支援事業及び任意事業は、地域包括支援センターとして支援し、現在の状況を踏まえながら実施していきます。

① 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の要介護状態を予防するため、心身の状況や置かれている状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、その人らしい生活が送れるように、相談支援やアセスメント、サービスの提案、適切かつ効果的な介護予防サービス計画の作成等行い、支援しています。

基本チェックリスト等の結果や対象者及び家族等からの聞き取りを通じて、生活機能の低下についての原因や背景等をアセスメントし、対象者の意欲を引き出すよう努めながら目標を設定、介護予防プランを作成しています。事業実施担当者等とも共通の認識を得られるよう情報を共有しています。

また、介護予防ケアプラン作成の必要がない場合には、事業担当者から事業実施前後のアセスメント及び個別サービス計画に係る情報を収集することにより、これに替えています。

地域包括支援センターでは、総合的に相談や支援等を実施し、事業実施後の事後アセスメントを行い、対象者の状況を再度把握し、適宜、介護予防プランの見直しを行っています。

今後もその人に合った介護予防ケアマネジメント支援を行っていきます。

② 総合相談支援業務

地域包括支援センターにおいて、総合的に相談や支援等を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、関係者と連携するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービスの利用につなげる等の支援を行っています。より専門的・継続的な関与又は緊急を要すると判断した場合には、関係機関と連携し、必要時に会議を開催し、支援方法を検討し支援しています。

また、出前講座や相談会を行い、事業の周知や相談の機会を設けています。 地域包括支援センターにおいて、総合的に相談や支援を実施しているので、今後、 専門的な支援が行えるように体制を整備する必要があります。

③ 権利擁護業務

権利擁護事業は、高齢者の権利を守り、安心して生活ができるよう必要な支援を行っています。

研修会に参加し、職員のスキルアップを図るとともに、広報などにおいて権利擁護事業の周知に努めています。さらに、高齢者の権利擁護の観点から、専門相談機関との連携を密にしながら成年後見制度利用支援や高齢者虐待への対応、高齢者本人による支援拒否等の対応、消費者被害の防止などの対応をしています。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、主治医、介護支援専門員、介護施設等の地域の関係機関との連携や、多職種相互の協働により個々の高齢者の状況変化に応じて支援しています。

包括的・継続的ケアマネジメントのさらなる強化に向け、介護事業所連携会議や地域ケア会議を行い、地域の介護支援専門員が抱える困難事例に対する相談・助言、地域の医療機関・介護事業所・施設等との連携、協力体制の強化等を推進しています。

(4) 任意事業

任意事業には、①介護給付等費用適正化事業、②家族介護者支援事業、③その他の事業があります。

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため、地域の実情に応じて事業を実施しています。

① 介護給付費等費用適正化事業

介護(予防)給付について、ケアプランの点検を実施し、適正なサービスが提供されているか検証等を実施します。また、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護事業所連携会議の開催等により、利用者のニーズに

沿った適切なサービスが提供できるよう、介護 (予防) 給付費の適正化を推進します。

② 家族介護者支援事業

在宅で、寝たきり・認知症等の要介護状態にある高齢者を介護する家族等に対し、 適切な介護知識や方法の習得を目的とした家族介護教室の開催や、介護者の心身の負 担を軽減するための家族介護者交流事業、認知症高齢者の見守り体制の構築等、支援 策の充実を図り、家族介護者に対する相談、介護用品の支給、介護慰労金等の支給等 の支援を行っています。また、介護支援専門員等と連携して介護者の抱える問題等の 把握・解決に努めます。

家族介護者の会「ひまわりの会」において、介護者の心身の負担を軽減するために 家族介護者交流事業を実施しています。

ひまわりの会の周知と加入推進を行うとともに、介護経験者の方との交流の機会も 設けていきます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ひまわりの会 会員数	8人	12人	7人
GPS 活用の位置情報サービス提供件数	1件	1件	
介護用品の支給件数	57件	70 件	
介護慰労金の支給件数	31 件	37件	

■事業等の実績

③ その他の事業

ア 成年後見制度利用支援事業

市町村申し立て等に係る、低所得の高齢者の成年後見制度の申し立てに要する経費の助成をしています。

さく成年後見支援センターと連携し、申し立てを行う手続き事務や関係機関との 調整をしています。

イ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談、連絡調整等の実施、それらに係る助言、住宅 改修費の申請に係る必要な理由書の作成及びその経費の助成について、支援してい ます。

■事業等の実績

	平成30年度	令和元年度
福祉用具の利用件数	42件	26 件
住宅改修費の助成件数	23件	28件

ウ 認知症サポーター等養成事業

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、 認知症に対する正しい知識や対応方法等を習得する認知症サポーター養成講座を開催しています。

平成 29 年度には認知症サポーター養成講座の講師役を養成する「認知症キャラバン・メイト養成研修」を開催し、職場や地域での認知症サポーター養成講座の開催に努めていただいています。

今後は認知症キャラバン・メイトと協力し、たくさんの地域や企業等において認知症サポーター養成講座を開催していきます。また、認知症サポーターが地域での見守りや手助け等実践的な活動が行えるように支援します。

エ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

配食等の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握することで、安心して住み 慣れた地域で生活できるように支援しています。

(ア)「食」の自立支援事業

調理が困難な高齢者や栄養の改善が必要な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するともに、当該高齢者の安否確認を行っています。

(イ) 高齢者安心確保事業

在宅の一人暮らし高齢者と定期的に電話によるコミュニケーションを図り、当該高齢者の安否確認と孤独感の解消を図っています。

オ 高齢者の安全を確保する体制整備に資する事業

認知症等で行方不明になるおそれのある高齢者に対して、GPS等位置情報サービスを利用することにより、対象者の安全を確保し、家族等の不安を解消して在宅生活の継続を支援しています。また、見守りネットワーク事業として、行方不明になるおそれのある方の情報を町や警察に事前に登録しておくことで、実際に行方不明になった時の捜索に役立て、早期発見・早期保護につなげる取組を行っています。

4 介護給付費適正化に関する事項(町介護給付適正化計画)

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項を定めるものとして、法律上に位置づけられています。

これまで以上に人員体制の確保を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、必要な給付を適切に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

引き続き、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」等の事業を推進します。

(1)要介護認定の適正化

認定調査の適正化を図るため、広域連合や県が主催する研修・指導に参加し、適正な介護認定を行うように調査員の資質の向上に努めています。また、認定調査を外部に委託する場合は、調査員の資質の向上に向けた研修・指導や調査内容の点検等を行い適正化を図ります。

可能な限り自前調査を実施するとともに、外部へ委託する場合も、調査対象者の関係 事業所以外の事業所へ依頼するなど、中立・公平な調査の実施に努め、審査会前の点検 についても継続していきます。

また、一次判定から二次判定の軽重度変更率の合議体間の差等について分析や認定調査項目別の選択状況について、全国の保険者との比較分析等を行い、要介護認定調査の 平準化に向けた取組を実施していきます。

■要介護認定の適正化の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の自前調査実施率	80%	80%	80%

(2) ケアプランの点検

新規申請、更新申請、区分変更申請、プランに大きな変更があった際に、各事業者から提出されるケアプランと認定情報や利用実績との確認を行い、その内容が適正かどうかについて点検を行っていく必要があります。

また、要介護度や心身の状況等にあっていないサービス、過剰なサービス、不必要なサービス提供となっているプラン、画一的なサービス提供となっているプラン、サービス提供に偏りのあるプラン等が見受けられた場合は、担当介護支援専門員とともに、確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指していきます。

現在、ケアマネジャーより相談があった事例や要支援・介護予防ケアマネジメントのプランについてはケアプラン点検を実施しています。平成30年10月から訪問介護の

回数が規定回数以上のケアプランについて点検を実施しています。

今後は、ケアプラン点検に関する研修を実施し、定期的にケアプラン点検ができる体制を整備します。

■ケアプラン点検回数の目標値

	令	和3年度	令和4年度		令和5年度	
ケアプラン点検回数	年2回	居宅1事業所	年2回	居宅1事業所	年2回	居宅1事業所

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修の点検については、写真等での確認はもちろん、介護支援専門員への問い合わせや、必要に応じてリハビリテーション専門職と連携し、住宅改修前に利用者の自宅を訪問し、現地確認として利用者の身体状況や改修内容の確認を行い、適正化を図ります。

福祉用具購入についても、引き続き、必要に応じて、担当介護支援専門員への聞き取りを行い、受給者の身体の状態に応じた福祉用具の利用を勧めていきます。

■住宅改修等の点検の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修等の点検実施率	100%	100%	100%

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会に縦覧点検・医療情報との突合点検を委託しています。引き続き、介護給付費適正化システムから提供される情報を活用し、給付実績をもとに、介護保険と医療保険を重複請求している事業者がないか確認作業を行い、介護給付の適正化を図っていきます。

■縦覧点検・医療情報との突合の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
縦覧点検・医療情報との突合実施率	100%	100%	100%

(5)介護給付費通知

サービス利用者に、年2回、保険給付通知の送付を行い、適正な請求が行われているか確認を行っており、引き続き不正請求の発見や適正化を図ります。

受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及・啓発し、自ら受けているサービスを改めて確認することで、適正な請求による介護給付費の抑制効果につなげていきます。

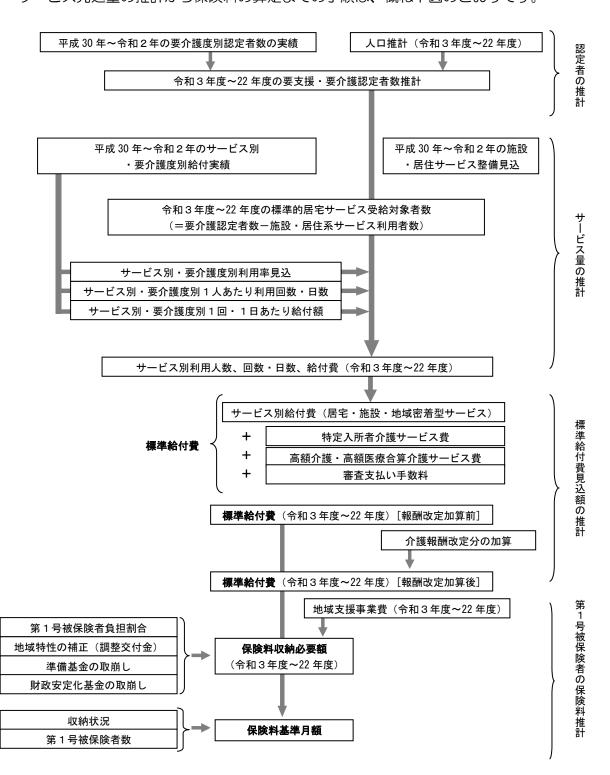
■介護給付費通知の目標値

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知回数	年2回	年2回	年2回

第3章 介護保険事業に係る費用と第1号保険料の見込み

1 保険料算定手順

サービス見込量の推計から保険料の算定までの手順は、概ね下図のとおりです。

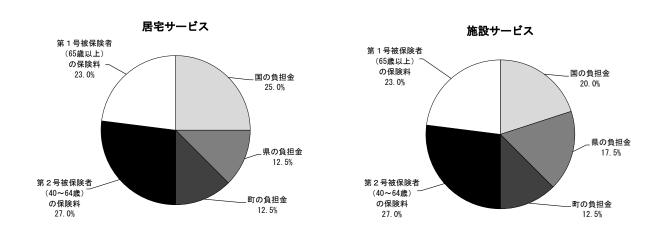


2 保険給付費の財源構成

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費について、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として 23%を第1号被保険者(65歳以上の高齢者)、27%を第2号被保険者(40~64歳)が負担することになります。

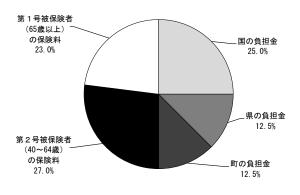
各サービスごとの内訳は、下記のとおりです。

■標準給付費の財源構成

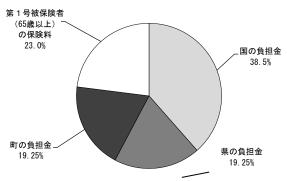


■地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業・任意事業費



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金 や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

3 給付費の見込み

これまでの利用実績をもとに、第8期計画期間内及び令和7年度、令和22年度の標準給付費を次のように見込みます。

■予防給付サービスの給付費

(単位:千円)

	^ - -	^ <i></i>	^		<u></u>
サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,164	1,450	1,450	1,450	1,450
介護予防訪問リハビリテーション	2,595	2,478	2,478	2,478	2,478
介護予防居宅療養管理指導	45	45	45	45	0
介護予防通所リハビリテーション	1,304	1,305	1,305	1,305	1,305
介護予防短期入所生活介護	498	498	498	498	498
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
(介護医療院)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,993	3,069	3,146	3,222	3,292
特定介護予防福祉用具購入費	317	317	317	317	317
介護予防住宅改修	996	996	996	996	996
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	2,996	3,052	3,052	3,107	3,215
合計	12,908	13,210	13,287	13,418	13,551

■介護給付サービスの給付費

(単位:千円)

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
(1)居宅サービス					
訪問介護	48,190	49,014	51,171	50,505	49,779
訪問入浴介護	2,375	2,377	2,377	2,377	3,003
訪問看護	25,103	25,590	26,254	26,737	28,036
訪問リハビリテーション	3,020	3,245	3,351	3,450	3,339
居宅療養管理指導	2,663	2,664	2,664	2,842	3,012
通所介護	130,469	131,374	133,150	131,446	131,446

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和 22 年度
通所リハビリテーション	5,291	5,260	5,851	5,851	5,851
短期入所生活介護	22,806	22,631	22,790	23,514	23,524
短期入所療養介護(老健)	11,584	11,514	11,484	11,484	11,484
短期入所療養介護(病院等)	129	129	129	129	129
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	26,954	25,612	25,545	24,989	25,707
特定福祉用具購入費	198	198	198	198	198
住宅改修費	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
特定施設入居者生活介護	33,752	33,771	37,265	39,818	39,818
(2)地域密着型サービス					
定期巡回•随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	44,435	45,991	45,991	49,804	54,082
認知症対応型通所介護	1,561	1,585	1,585	1,585	1,585
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	34,567	34,586	34,586	34,369	34,369
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設	271,648	288,411	288,411	288,411	291,792
介護老人保健施設	125,217	125,287	125,287	131,463	131,463
介護医療院	21,069	21,080	21,080	43,127	47,512
介護療養型医療施設	16,431	16,441	16,441		
(4)居宅介護支援	42,280	42,721	42,721	43,293	43,293
合計	871,410	891,149	899,999	917,060	931,090

■標準給付費

(単位:千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	884,318	904,359	913,286	930,478	944,641
特定入所者介護サービス費等給 付額(財政影響額調整後)	42,403	39,073	39,082	39,845	41,560
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	19,627	19,485	19,485	19,870	20,726
高額医療合算介護サービス費等 給付額	2,100	2,150	2,200	2,200	2,200
算定対象審査支払手数料	731	732	734	736	757
合計	949,178	965,798	974,787	993,129	1,009,885

■地域支援事業費

(単位:千円)

				· ·	· · · · · · · · · · · ·
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防•日常生活支援総合事業費	37,092	37,102	37,112	37,255	38,776
包括的支援事業(地域包括支援セン	6.200	6.200	0.000	0.000	F F00
ターの運営)及び任意事業費	6,380	6,380	6,380	6,238	5,522
包括的支援事業(社会保障充実分)	10,490	10,490	10,490	10,478	10,478
合計	53,962	53,972	53,982	53,971	54,777

4 保険料の設定

第8期計画においては、第1号被保険者(65歳以上)が負担する額は、令和3年度から令和5年度までの3か年に必要とされる総給付額の23%となり、さらに、調整交付金見込額等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考え方で保険料を算定します。本町においては第8期計画において、所得段階9段階での算定方式で行います。

第8期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料基準月額は、6,950円と設定します。

■第1号被保険者保険料の算定

(単位:千円)

		合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額		2,889,764	949,178	965,798	974,787
地域支援事業費		161,917	53,962	53,972	53,982
第 1 号被保険者負担	2分相当額	701,887	230,722	234,547	236,617
調整交付金相当額		150,054	49,314	50,145	50,595
調整交付金見込額		188,857	66,475	62,882	59,500
調整交付金見込交付	割合		6.74%	6.27%	5.88%
後期高齢者加入害	引合補正係数		0.9239	0.9439	0.9614
所得段階別加入害	合補正係数		1.0004	1.0009	1.0004
市町村特別給付費等		0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額		0			
保険者機能強化推進	重交付金等の交付	0			
見込額		O			
準備基金取崩額		33,200			
財政安定化基金拠出金見込額		0			
財政安定化基金償還金		0			
審查支払手数料支払件数		37,884	12,600	12,624	12,660
保険料収納必要額		629,883			
予定保険料収納率		99.30%			
伊隆ツの甘淮宛	(年額)円	83,400			
保険料の基準額	(月額)円	6,950			

■第1号被保険者保険料の推移(基準月額)

(単位:円)

							_ i= 13/
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
H12~14	H15~17	H18~20	H21~23	H24~26	H27~29	H30~R2	R3~5
2,325	3,000	3,850	4,167	5,058	5,450	6,300	6,950

第1号被保険者保険料は、計画策定時に3年間の被保険者数や総給付費等の推計により見直しをしていますが、増加傾向が続いています。今後も、高齢化や総給付費等の増加が見込まれ、本町では介護予防事業を展開し、高齢者が元気で過ごしていただくことで増加を抑制していきたいと考えています。

また、急激な給付費増等に対応するための介護給付費準備基金がありますが、本計画では 3年間で全額取り崩す予定です。介護給付費準備基金が無くなると、急激な給付費の増加等 に対応できないという問題はありますが、第1号被保険者保険料が大幅に増えることになる ため活用していきます。

■介護給付費準備基金の状況

令和元年度末現在 48,716,193 円 ■「自助・互助・共助・公助」による介護保険事業の継続・維持 健康で元気に暮らす 介護予防に取り組む 【自助】 介護保険料の軽減 住民と地域の 制度の維持 相互効果 介護給付費の減少 地域での介護予防、 健康づくり お茶飲み等で仲間づ 介護保険制度 くり・地域づくり その他社会保障制度 【互助】 【共助】 介護予防事業 への関わり

67

公助による支援

5 所得段階別の保険料

令和3年度から令和5年度までの所得段階別の調整割合と保険料額(年額)は、次のとおりとなります。

■所得段階の基準

区分	段階	対象者	調整割合
t war	第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50
基準額より軽減	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75
される方	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 120 万円を超える方	0.75
	第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90
基準額	第5段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税であって合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を越える方	1.00
	第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	1.20
基準額	第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上で 210 万円未満の方	1.30
より増額される方	第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上で 320 万円未満の方	1.50
	第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	1.70

[※]調整割合の数字は、第5段階の基準額を1とした場合の負担割合を示す。例えば第7段階の調整割合が1.30の場合、保険料負担が基準額の3割増の負担となることを示す。

■第1号被保険者介護保険料

所得段階	保険料年額
第1段階	41,700円
第2段階	62,600円
第3段階	62,600円
第4段階	75,100円
第5段階(基準額)	83,400円
第6段階	100,100円
第7段階	108,500円
第8段階	125,100円
第9段階	141,800円

第4章 高齢者福祉事業

1 高齢者福祉事業の概要

少子・高齢化が加速し超高齢社会となっており、さらに一人暮らし高齢者や高齢者のみの 世帯が増えています。人との関係が希薄化しているといわれる中、地域で自分らしく暮らせ るよう、また、在宅での生活が困難になったときには安心して生活できるよう、生活全般に わたる視点から総合的に取り組み、高齢者の福祉事業を展開していきます。

2 重点的に取り組む事項

(1) 高齢者の居住に関わる施策との連携

急速に進む少子化により高齢化もますます加速し、本町でも一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が今後も見込まれます。「住み慣れた自宅で暮らしたい」と誰もが願うところですが、ライフスタイルの多様化や身体機能の状況により、自宅での生活に支障をきたし、継続が難しくなることも予測されます。調査結果(元気高齢者)をみると介護が必要になった場合、介護を受けたい場所は「今のところ、よくわからない」が51%に次いで「できるだけ自宅で介護保険サービスを受けて生活したい」が32%となっています。要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で、今までの生活が維持していけるように環境の整備に取り組みます。また、訪問介護や訪問看護、通所介護等のサービスを提供することで一日でも在宅でいられるように支援するとともに、高齢者生活支援共同住宅を活用し「元気なとき」から「支援が必要」となるまでのライフサイクルの中で、切れ目なく、住み慣れた地域で生活できるよう、関係部局との連携を図ります。なお、在宅で対応できなくなったときは、その人にあった施設利用を検討します。現在、共同住宅の入居希望者も多く待機者もいるため、今後在宅で生活できる体制を検討する必要があります。

また、居住形態や環境の変化に伴い、高齢者等が閉じこもりや地域の中で孤立しないよう介護予防教室やオレンジカフェを開催し、地域交流を促したり、傾聴ボランティア等の活用にも配慮をしていきます。

なお、介護保険サービスだけでは限界があるため、今後は地域住民を巻き込んだ社会 資源の充実が必要です。

(2) 医療との連携

数年前までは入院などによる機能低下に対し、ある程度機能回復を図って退院というケースが多くありました。最近では急性期の治療が終われば退院という傾向がみられ、 医療処置や医療的な経過観察が必要な方も多い状況となっています。また、がんの終末期を在宅で過ごすという方も多くなっています。

公共交通機関が少なく、また、高齢者が多い地域にとっては、地域の開業医による医

療は欠かすことができないものであり、訪問診療・訪問看護によるフォロー、回復期の リハビリテーション等や距離的に近い病院の存在が今後も強く求められます。さらに、 増加傾向にある認知症は、専門的かつ継続的なフォローが必要です。

このため、医療・介護・福祉の連携、在宅療養ネットワークの構築を図り、切れ目のない医療が可能となるよう取り組んでおり、小諸市・軽井沢町・御代田町・立科町で小諸北佐久医療・介護連携推進協議会を設立し、研修会や講演会を行っています。また、佐久地域では入退院ルールも運用されています。

地域の開業医による医療や訪問看護の確保・充実が重要であり、在宅医療についての 講演会等を開催し、住民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発 に努めます。

(3) 認知症支援の充実

令和7年には高齢者のうち約5人に1人が認知症になると予測されています。また、認知症の方は一般に環境の変化に弱いという特性があるため、住み慣れた地域で暮らし続けられるような配慮が必要であり、認知症の方やその家族に対する支援が効果的に行われ、医療・介護・地域のサービスが切れ目なく提供されることが重要です。

認定者調査では、主な介護・介助者が不安に感じる介護等について、「認知症状への対応」が 28%と最も高い結果となっています。

平成 30 年4月に認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症支援の充実に努めています。

今後も継続して丁寧な認知症相談支援を実施します。また、認知症の正しい知識の普及啓発や地域の方の見守りや手助け等実践的な住民の支援にはさらに力を入れ、認知症の方が住みやすい地域づくりに努めます。さらに、認知症当事者や家族への支援の充実を図っていきます。

3 互助・インフォーマルな支援計画

高齢化が進展しており、さらに一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、移動に制約をもつ高齢者が多くなり、活動範囲も狭くなっています。

調査結果(認定者)をみると外出する際の移動手段として、「自動車(人に乗せてもらう)」が70%と多く、次いで、「病院や施設の車両」が25%、「歩行器・シルバーカー」が20%となっています。また、訪問診療の利用は15%となっています。このように高齢者の生活の質(QOL)を向上させるためにも、「医療や健康、福祉サービスが受けやすい」「買い物がしやすい」「交流しやすい」環境が求められています。

(1)移動手段の確保

町内の移動手段としスマイル交通が巡回運行されています。また、身体障がい者が対象だった福祉型デマンドタクシーは、平成 30 年4月から総合事業対象者、要支援・要介護認定者、運転免許証返納者が対象者に追加され、利用回数が月4回から月8回とな

りました。平成 31 年1月から療育手帳・精神障害者手帳1・2級所持者も追加され、 令和2年4月から利用券を廃止し利用者手帳となりました。

しかし、介護を要する方の外出や、血液透析等の慢性疾患や定期受診による町外の病院へ受診するときなどの移動手段が不十分です。交通問題の解決は難しい状況ですが、 関係機関と調整し、検討を行っていきます。

(2)買い物支援サービス

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、高齢により自動車の運転ができなくなる世帯も増えています。公共交通機関の少ない中山間地域としては、日常の買い物にも困難を感じている方たちが多くなっています。買い物が困難な方たちに対して、移動販売や宅配サービスの情報を把握し、情報の提供に努めます。

(3)地域の支え合いと地域づくり

団塊の世代を中心に各地域の活動の担い手を支援し、自助・互助の地域づくりを目指します。

① 避難行動要支援者台帳活用による支援体制の構築

地域における要支援高齢者や障がい者に関する基礎的情報などを掲載した避難行動 要支援者台帳を毎年更新しています。台帳は、防災訓練等での活用をはじめ、区長、 部落長、民生児童委員に配付し、災害時における支援体制の確立や見守り等に役立て ています。令和2年 10 月時点では、65 歳以上の一人暮らし高齢者 266 人、75 歳 以上の高齢者世帯 311 世帯、障がい・介護認定を受けている方 77 人を台帳に登録し ています。

今後も毎年更新し、災害時における支援体制の確立や見守りに活用します。

② 社会参加の支援

高齢者の生きがい活動の団体として、老人クラブ活動やその上部組織として老人クラブ連合会が組織されています。出前講座や出前サロンで健康づくりのための活動ができるように支援しています。

今後も老人クラブや老人クラブ連合会がより充実した社会参加活動や、健康づくり のための活動ができるよう支援を行っていきます。

③ 就労支援

高齢者が長年培った技術や知識を活かした就労支援として、小諸・北佐久シルバー人材センターの支所があります。住民主体による訪問型サービスBをシルバー人材センターに委託しています。

就労を通じて「生きがい」や「生活の活力」が得られるように引き続きシルバー人 材センターの運営、育成を支援します。

④ 生涯学習支援

牡年者や高齢者の豊かな知識と経験を活かした趣味や生きがい活動、さらに健康づくりや学習会など多彩な内容の教室「すずらん学級」が開催されており、すずらん学級と提携し、高齢者のニーズにあった内容を企画しています。また公民館では自主グループ活動として音楽・太極拳・歴史研究などの会が行われています。

今後も教育委員会や各種団体等との連携を図りながら、高齢者のニーズをタイム リーに把握し、多彩な内容の学習会等の企画、講師の派遣や調整等、受講推進のため の周知などの支援を行います。

⑤ 地域福祉・ボランティア活動支援

地域住民相互の助け合い活動が必要とされる中、社会福祉協議会を中心として、地 域単位で「ふれ愛、ささえ愛ネットワーク」活動を行っています。また、配食などの ボランティア活動も行われています。

今後も関係機関との連携を図り、活動支援を行っていきます。

⑥ 社会福祉協議会の活動支援

地域活動に取り組んでいる団体の活動や、生きがいづくり・仲間づくり活動に、高齢者が積極的に参加できるよう、社会福祉協議会と連携・調整を図り、各種事業への支援を行います。

4 高齢者の生きがいづくりと社会参加支援

調査結果をみると「年に数回以上」参加しているグループ等は、元気高齢者では、「町内会・自治会(32%)」「趣味関係のグループ(30%)」「老人クラブ(25%)」が多くみられますが、認定者では、「介護予防のための通いの場(7%)」「老人クラブ(5%)」「趣味関係のグループ(4%)」が多い状況です。高齢者が住み慣れた地域で、健康で自分らしく生き生きと生活できるよう生涯学習やスポーツ活動、趣味活動等に積極的に参加できる町づくりを推進します。また、元気高齢者の就業の機会の確保や、世代間交流、技術や文化の継承等を通じ、高齢者が地域の中で輝き、活力ある健康長寿社会を目指します。

(1) 高齢者の社会参加支援

① 老人クラブ活動・老人クラブ連合会活動の支援 【現 状】

高齢者の生きがい活動の中心的団体として、各地区に老人クラブがあります。また、この上部組織として連合会が組織され、スポーツ、研修、町の各種行事等に対する協力等の活動を行っており、本町では活動費の助成を行っています。近年は全国的にその活動は低迷し、本町でも老人クラブ会員の高齢化や新規加入者の減少により、活動を停止した地区があります。平成29年には23支部、令和2年には20支部と減少しています。

■老人クラブの支部数(令和2年度)

老人クラブ数	20 支部
老人クラブ連合会	1 支部

【今後の展開】

高齢者は、地域活動の担い手として、一層その活躍の必要性が高まっています。 より充実した社会参加活動、健康づくり活動を推進するため、事務局である社会福祉協議会と連携しながら、今後も各支部の運営や事業実施への相談・支援を行っていきます。

② 就労対策支援(シルバー人材センター)

【現 状】

高齢者の就労対策には、小諸・北佐久シルバー人材センターの支所があります。 令和2年10月現在のシルバー人材センターへの登録者数は、男性62人、女性43人、合計105人です。高齢者の長年培った技術や知識を活かした就労の場となっています。

【今後の展開】

就労を通じて「生きがい」や「生活の活力」が得られるように引き続きシルバー 人材センターの運営等を支援していきます。

③ 生涯学習支援

【現 状】

教育委員会の公民館事業として開催している「すずらん学級」は、壮年者・高齢者の豊かな知識と経験を活かし、「互いに学び、ともに生きる」を目標に、趣味・生きがい活動、スポーツ振興を通じた健康づくり活動、各種学習会等多彩な内容の教室を開催しています。さらに、自主的な趣味活動グループへの相談や支援、活動紹介等を行っており、現在は音楽、太極拳、歴史研究等多くのグループが定期的に活発な活動を行っています。

【今後の展開】

健康づくりや閉じこもり予防、元気なときからの仲間づくりといった一般介護予防の観点からも、生涯学習の場の確保は重要です。教育委員会や各種団体等との連携を図りながら、引き続き、生涯学習の活動紹介や合同での学習会の企画等を行っていきます。

④ 地域福祉・ボランティア活動支援

【現 状】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。誰もが安心して暮らせる社会は、地域の住民による助け合い活動が不可欠であり、社会福祉協議会が中心となり地域福祉ボランティアを育成し、活動支援を行っています。共助の活動を行っている「ふれ愛、ささえ愛ネットワーク」の活動や、「配食事業」、各種団体のボランティア活動があります。配食事業では、70歳以上の一人暮らし高齢者の希望者約80人に配食サービスを実施しています。

■団体数等(令和2年度)

ふれ愛、ささえ愛ネットワーク	13 地区
配食ボランティア	2 団体
配食配達ボランティア(個人)	16人

【今後の展開】

新たに活動する人材の確保が課題となっています。人材の育成支援につながるように社会福祉協議会と連携を図り、現在活動中の団体等の紹介を積極的に行います。

⑤ 施設整備の充実

【現 状】

老人福祉センターは、高齢者の健康増進やグループ活動、レクリエーション等に利用する施設として、昭和60年度に整備されています。平成5年度には高齢者の趣味や生きがい活動のための施設として高齢者生きがいセンターが併設されました。高齢者生きがいセンターは、「たてしな元気塾」や老人クラブなど地域の高齢者の生きがい活動と交流の場となっています。

■設置状況

老人福祉センター	1か所
高齢者生きがいセンター	1か所

【今後の展開】

今後も利用者が使いやすいよう施設整備に努めます。

⑥ 社会福祉協議会の活動支援

【現 状】

社会福祉協議会が老人福祉センター等の福祉施設を活用し、老人クラブ連合会の活動等各種団体の活動、ときめき活動、おむすびサロン等、生きがいづくりや仲間づくりの活動を支援しています。なお、地区単位で「ふれ愛、ささえ愛ネットワーク」活動が行われています。また、住民活動としてサロンを開催し、仲間が集まって、お茶飲みや情報交換を行っています。

【今後の展開】

多くの高齢者が地域の福祉活動や生きがい活動等に積極的に参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携・調整を図り、各種事業への支援をしていきます。

(2) 在宅福祉サービス

① ゆったり入浴事業

【現 状】

心身の状態から長時間の通所介護サービスの利用が困難な高齢者、家庭での入浴が困難な高齢者に対し、デイサービスセンターの特別浴室の空き時間を活用し、送迎付の入浴サービスを提供しています。近年は利用実績がない状況です。

■ゆったり入浴事業

	平成 30 年度	令和元年度
実利用人員	0人	0人

【今後の展開】

利用者の心身の状況等による多様なニーズに対応できるよう、さらに制度の周知 を図りながら事業の継続を進めていきます。

② 寝たきり老人等訪問理美容サービス

【現 状】

概ね 65 歳以上の単身世帯及び身体障がい者等であって老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な方に対して、理美容師を派遣し、交通費相当を助成していますが、最近の利用実績は少なく、多くはデイサービス等の利用にあわせ、移動理美容サービスを活用する傾向が高まっています。

■寝たきり老人等訪問理美容サービス

	平成 30 年度	令和元年度
実利用人員	1人	1人

【今後の展開】

利用者は少ない状況ですが、外出が難しい方には必要なサービスであり、今後も 継続して事業を行います。

③ 住宅改修支援事業

【現 状】

高齢者向けに居室等の改修を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を行うとともに、介護保険制度の利用(住宅改修費)に関する助言を行っています。 また、居室等の改修費の20万円を上限に利用者負担の割合分を負担しています。

■住宅改修支援事業

	平成 30 年度	令和元年度
住宅改修支援事業の申請件数	23 件	28件

【今後の展開】

介護支援専門員、リハビリテーション専門職、施工業者等関係者との連絡調整を行いながら今後も支援を行っていきます。

④ 日常生活用具貸与事業

【現 状】

介護保険による福祉用具の利用料負担が経済的に困難な方や緊急に福祉用具が必要な高齢者に対し、町が所有する福祉用具を無償・無期限(一部期限付き)で貸与しています。

■日常生活用具貸与事業

用具種別	平成 30 年度	令和元年度
介護用ベッド貸与件数	O件	〇件
マットレス貸与件数	1件	〇件

[※]マットレスのクリーニング代は利用者負担

【今後の展開】

介護保険で利用している方が多く、利用者がほとんどいないため、今後、制度に ついて検討します。

⑤ 緊急通報装置設置事業

【現 状】

急病や事故、災害時等の緊急通報手段を確保して、非常事態への迅速かつ適切な 対応を図ることを目的に、65歳以上の一人暮らし高齢者など装置を必要とする方を 対象に、簡単な操作で外部に通報できる機器の貸与事業を行っています。

■緊急通報装置設置事業

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
緊急通報装置設置台数	23台	23台	14台

[※]令和2年度は8月現在

【今後の展開】

核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。 民生児童委員等との連携のもと、継続して設置を進めていきます。

⑥ 介護用品の支給

【現 状】

在宅の寝たきり・認知症高齢者等が使用する紙おむつ等の購入費について経済的 負担の軽減を図るため、年1回、購入費の助成を行っています。交付者は増加の傾 向にあります。

■紙おむつ購入費補助金交付者

	平成 30 年度	令和元年度
交付者数	57人	70人
交付金額	1,365 千円	1,699 千円

【今後の展開】

在宅介護の推進と経済的な負担の軽減のため、今後も継続して支援を実施していきます。

⑦ 家庭介護者への慰労金の支給

【現 状】

要介護認定で要介護3以上又はそれと同等と認められる寝たきり・認知症等の高齢者を在宅において介護している介護者に、その労をねぎらい激励するための介護慰労金を年1回、支給しています。

基準日前1年において6か月以上在宅において介護している介護者が対象となります。

■介護慰労金の支給状況

	平成 30 年度	令和元年度
支給者数	31 人	37人
支給総額	2,520 千円	2,940 千円

【今後の展開】

今後も在宅介護の推進のため、継続して事業を実施します。

⑧ 高齢者「敬老の日」祝賀事業

【現 状】

長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉についての理解や関心を 高めるとともに高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、毎年「敬老の日」に式典 を開催し、長寿を祝うとともに米寿・白寿・100 歳高齢者に記念品等を贈呈してい ます。

令和元年度までは毎年開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関係で式典は中止となり、米寿・白寿・100歳を迎えた方のお宅を訪問し記念品等を贈呈しました。式典の参加者数は年々減少しています。

■高齢者「敬老の日」祝賀事業

	平成 30 年度	令和元年度
敬老会参加者数	178人	171 人

【今後の展開】

参加者の減少や新型コロナウイルス感染症の流行を考慮し、開催方法等について 検討します。

(3) 施設福祉サービス

① 養護老人ホーム

【現 状】

佐久広域圏域内の養護老人ホームは、広域立1か所、組合立1か所、社会福祉法人1か所の3施設があり、入所定員は3施設で230人となっています。本町の現在の措置者数は、隣接市の組合立の養護老人ホームに11人となっています。待機者数は11人となっていますが、今後、さらに入所希望者は増加するものと見込まれます。

■養護老人ホーム措置者数(令和2年8月現在)

施設名	入所定員	本町措置者数	設置主体	所在地
佐久良荘	80人	11 人	北佐久郡老人福祉施設組合	佐久市
勝間園	90人	0人	佐久広域行政事務組合	佐久市
静山荘	60人	0人	社会福祉法人	軽井沢町
計	230人	11人		

【今後の展開】

施設の整備については佐久広域全体で検討されるため、圏域内の市町村や県と連携・調整していきます。

② 軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)

【現 状】

現在、本町からの軽費老人ホーム等への入所者は1人となっています。

【今後の展開】

入所相談等については、地域包括支援センターや担当介護支援専門員等が支援します。

③ 高齢者生活支援共同住宅

【現 状】

一人暮らし等の概ね 65 歳以上の方で身体的、精神的な事由により在宅で生活することが困難な方が利用する施設として、平成 11 年度に高齢者生活支援共同住宅「あんしん」が整備されました。

令和2年10月現在、8人が入居し、介護保険の居宅サービスを利用しながら、自立した生活を送っています。

【今後の展開】

一人暮らし高齢者は今後ますます増加すると見込まれる中で、在宅と施設の中間 的施設として、関係機関と入所調整を行っていきます。

④ 宅幼老所(小規模ケア施設)

【現 状】

NPO法人による宅老所が町内に2施設整備されています。

【今後の展開】

高齢者やその家族のニーズが多様化する中、居宅に近い日常生活圏域内でサービスが受けられるよう、今後も各機関と連携していきます。

⑤ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業

【現 状】

介護保険の住宅改修とは別枠で、低所得者を対象に、住宅改修に係る経費について助成をしています。

本事業は、県の補助枠の範囲内で町が助成する仕組みとなっていますが、住宅改修により要介護度が高い方でも、在宅生活を維持することができる有効な制度となっています。

■住宅改良促進事業の利用状況

	平成 30 年度	令和元年度
利用件数	〇件	〇件

【今後の展開】

介護が必要となってもできる限り、住み慣れた「我が家」での生活が継続できるよう、今後も継続して実施していきます。

(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

① 災害時における要配慮者の支援体制

災害発生時には、地域で暮らす高齢者や障がい者等の要配慮者は、情報の入手や自力での避難が困難なことから、立科町地域防災計画に基づき対応しています。

毎年、避難行動要支援者台帳を整備・更新し、防災訓練等でも利用しています。

また、避難行動要支援者台帳は、区長・部落長・民生児童委員と情報を共有し、日頃からの支え合い・見守り活動の促進と、災害時等緊急避難体制の構築に努めています。

② 避難体制の確保

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人一人の状況に即した避難支援体制を確立します。また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めます。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置 等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めます。

さらに、町は社会福祉法人ハートフルケアたてしなと災害時における福祉避難所の 利用に関する協定について調整しています。

③ 緊急通報装置設置事業(再掲)

急病や事故、災害時等の緊急通報手段を確保して非常事態への迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、65歳以上の一人暮らし高齢者など装置を必要とする方を対象に、簡単な操作で外部に通報できる機器の貸与事業を行っています。平成 28 年度に機器を新システムへ移行・更新し、民間業者へ委託しました。

核家族化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。 民生児童委員等との連携のもと、継続して設置を進めていきます。

④ 災害・感染症対策の推進

介護事業所等と連携して防災や感染症対策についての周知啓発・研修を実施するとともに、関係課や関係機関と連携して、災害・感染症の発生時に必要となる衛生資材や物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。また、県及び関係団体と連携して災害・感染症発生時の支援・応援体制の整備に努めます。

(5) その他

① 公共施設の整備

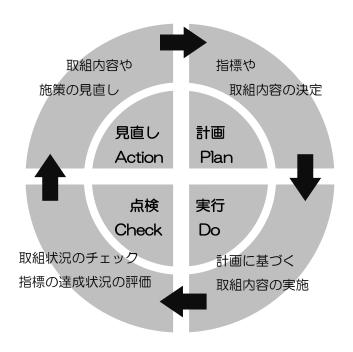
庁内関係課・係との連携を図りながら施設整備の状況を把握し、今後も必要に応じ 整備を検討します。

高齢者住宅や町営住宅については、入居する高齢者や障がい者にも配慮した環境が 整えられるよう、必要に応じて関係者と連携し、改修等の提案や整備を行います。

第5章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

「第8期立科町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の着実な目標達成に向けて、関係者・関係機関との協議・意見交換等により、計画、実行、点検及び見直し(PDCA)を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



2 評価指標の設定

計画の推進に際しては、以下の評価指標を設定の上、進捗状況を検証し、令和7年、令和22年へ向けて継続的に取り組むものとします。

評価指標	令和	令和	令和	備考
5半1側1台徐	3年度	4年度	5年度	佣兮
(1)保険者機能の体制強化				
日常生活圏域ごとの 65 歳以上人口の	実施	\rightarrow	\rightarrow	町内を1つの圏域とし
把握	天 胞			て設定
令和7年度における要介護者数・要支援	設定	\rightarrow		
者数の推計	改化			
令和7年度における介護保険料の推計	設定	\rightarrow	\rightarrow	
認定者数、受給者数、サービスの種類別	中坎			事業状況報告等による
給付実績の定期的点検の実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	点検

評価指標	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	備考
(2)地域密着型サービス				
参入を検討する事業者への説明・働きか けの実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	
事業所の運営状況の点検	実施	\rightarrow	\rightarrow	運営推進会議等
(3)介護支援専門員・介護サービス事	業所			
ケアマネジメントに関する保険者の基本方針の介護支援専門員との共有	実施	\rightarrow	\rightarrow	介護事業所連携会議
事業所の質の向上に向けた研修等の実施	実施	\rightarrow	\rightarrow	介護事業所連携会議
(4)地域包括支援センター				
介護サービスに関する相談の保険者と の共有(報告・協議)	実施	\rightarrow	\rightarrow	
地域包括支援センターの運営方針、支援、指導内容の検討・改善	実施	\rightarrow	\rightarrow	
センターが開催する介護支援専門員対象の研修会・事例検討会等の実施計画	実施	\rightarrow	\rightarrow	介護事業所連携会議
介護支援専門員のニーズに基づく多様 な関係機関との意見交換の場の設置	実施	\rightarrow	\rightarrow	介護事業所連携会議、 地域ケア会議
介護支援専門員からの相談事例の経年 的な件数の把握	実施	\rightarrow	→	
地域ケア会議での自立支援・重度化防止 等のための個別事例検討・対応策検討	実施	\rightarrow	\rightarrow	地域ケア会議
(5)介護予防/日常生活支援				
総合事業の創設・趣旨についての住民や事業者への周知	実施	\rightarrow	\rightarrow	
(6)介護保険運営の安定化				
要介護認定適正化の状況	設定	\	\rightarrow	認定調査の自前調査実 施率
ケアプラン点検の実施状況	設定	\rightarrow	\rightarrow	ケアプラン点検回数
住宅改修等の点検状況	設定	→	→	縦覧点検・医療情報との 突合実施率
医療情報との突合・縦覧点検の実施状況	設定	\rightarrow	\rightarrow	住宅改修等の点検実施 率
介護給付費通知状況	設定	\rightarrow	\rightarrow	介護給付費通知回数

【 資料編 】

立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会設置及び 運営要綱

平成11年6月18日 訓令第5号

(設置)

第1条 立科町高齢者福祉計画・立科町介護保険事業及び立科町障害者福祉計画の策定に当たり、町内における高齢者・障害者の介護・福祉サービスの基盤整備のあり方等について、広範囲にわたる分野からの意向を反映させるため、立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、立科町高齢者福祉・介護保険事業・障害者福祉計画の策定について、意見を述べる。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。
 - (1) 立科町議会議員
 - (2) 保健医療福祉関係者
 - (3) 介護保険被保険者又は高齢者を代表する者
 - (4) 身体障害者又は知的障害者福祉協会代表
 - (5) 福祉事業サービス関係者
 - (6) 民生児童委員協議会代表
 - (7) 行政機関代表
 - (8) その他、町長が必要と認めた者

(仟期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでの間とする。

(座長)

- 第5条 懇話会に座長を置くものとし、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条 懇話会は、必要があると認めたときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第8条 懇話会は、必要に応じて部会を置くことができる。
 - (1) 高齢者福祉・介護保険事業部会
 - (2) 障害者福祉部会

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、立科町役場町民課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

立科町高齢者福祉・介護保険事業・障がい者福祉計画策定懇話会委員名簿

(敬称略)

所属	職名	委員名
立科町議会	議長	森本信明
立科町議会	社会文教建設常任委員会 委員長	森澤 文王
保健医療福祉関係	医療法人白樺会栁澤医院 院長	柳澤 伸孔
保健医療福祉関係	ながい歯科医院 院長	永井 敏
高齢者代表	老人クラブ連合会長	清水 良德
身体障害者福祉協会代表	会長	今井 剛健
民生児童委員協議会代表	会長	羽場(博直)
福祉サービス事業関係	社会福祉法人 ハートフルケアたてしな 理事長	森澤 光則
福祉サービス事業関係	社会福祉協議会 会長	前所 正俊
福祉サービス事業関係	社会福祉法人 しらかばの会 たてしなホーム 理事長	山浦 俊一
ひまわりの会	会長	山浦 妙子
小諸養護学校保護者会	会長	両角 知恵子
行政機関	副町長	小平 春幸
幹事	町民課長	荻原 義行

用語の説明

あ 行	
アセスメント 介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援にあたり、その人	人の身体
状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成な	り、今後
の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行う	こと。
一次予防生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、	防接種
による疾病の発生予防、事故防止による障がいの発生を予防すること。	
一般介護予防 要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実等、全ての高齢者だ	が介護予
防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。介護予防把握事業	美、介護
予防普及啓発事業等。	
インフォーマ 国などが行う公式な各種援助ではなく、家族や友人、近隣住民、ボラン	ノティア
ルサービス など、非専門職による非公式な援助。	
NPO Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア区	団体等の
(エヌピー 市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、	福祉公
オー) 社等の営利を目的としない団体。	
か行	
介護医療院 今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、	「日常的
な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能	と、「生
活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。	
介護給付要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関	引わる費
用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問	引リハビ
リテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用し	ノた施設
サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。	
介護保険サー 介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援	受、施設
ビス サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予	防支援
をいう。	
介護支援専門 ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家	家のこと
員 で、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのよ	ような介
護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サー	-ビスの
利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの	D継続的
な管理や評価を行う。	
介護者 要支援・要介護認定者を介護する人。	
介護保険施設 介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービス	スが利用
可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設(特別養護老人ホー	厶)、介
護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設、介護医療院があ	ある。

用語	説明
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化
	の防止を目的として行うもの。
介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケア
	プラン(介護予防サービス計画)の作成、サービス事業所等との連絡調整など
	を行う。
介護予防・生	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問
活支援サービ	型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。
ス事業	
介護予防•日	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援(配食・見
常生活支援総	守り等)、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
合事業	
介護療養型医	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚
療施設	く配置された医療機関(施設)。病状は安定していても自宅での療養生活は難し
	いという方が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビ
人类老人短 处	リテーションなどを受けることができる。
介護老人福祉 施設(特別養	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定 者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健
施政(特別食 護老人ホー	ものための心感。人所により、良事・人治・排せりなどの介護、機能訓練、隆 康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、
して ス ハ ー (人)	
介護老人保健	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復
施設(老人保	帰を目指す施設。利用者の状態にあわせたケアプラン(施設サービス計画)に
健施設)	基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せ
	ー こと ここ
	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組
機能型居宅介	 み合わせたサービス。家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊のサービ
頀	スを提供する。※旧名称「複合型サービス」。
機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している方に対し、その維持回復を図り、
	日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩
	行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等(社会的機能訓練)
	がある。
キャラバン・	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役
メイト	を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研
	修を受講し登録する必要がある。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケ
	アプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡
	調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行
	う。

用語	説明
居宅療養管理	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける方の家庭を訪問
指導	し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために
	歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。
ケアハウス	「軽費老人ホーム」参照。
ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環
	境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。
ケアマネジメ	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福
ント	祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系
	を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置づけられている機能。
軽費老人ホー	高齢者が低額な料金で入所し、日常生活を送ることを目的とする施設。
厶	A型、B型、ケアハウスの3種類がある。原則として 60 歳以上の方が対象。
	A型は高齢等のため独立して生活するには不安のある方であって家族による援
	助が困難な方。B型はA型の要件に加えて自炊が可能な方。ケアハウスは、身
	体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある方で家族の援助
	を受けることが困難な方。
権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない方に対して、福祉サー
	ビスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者。
コーホート法	同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のこと。人口推計に用いる方法
	に「コーホート要因法」や「コーホート変化率法」がある。
高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体
	的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や
	世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
さ行	
社会福祉協議	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項
会	を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を
	担っている。
社会福祉士 	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活
	を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助 100
++ +- W === +-	を担う。
若年性認知症 	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障が
	い、頭部外傷など原因が様々である。10万人あたり40人程度の発症率で、患
	者数は全国に数万人と推定される。
	なお、発症原因が外傷性疾患及び内分泌疾患等の場合は 65 歳になるまで介護 保険は済用されない
	保険は適用されない。

用語	説明
住宅改修	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等
	住宅改修を行った場合に改修費を支給。
小規模多機能	利用者の在宅で、又は利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりし
型居宅介護	て、提供される食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で
	必要となる支援などや機能訓練をいう。
シルバー人材	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時
センター	的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与
	する疾患群。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年
	後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
た行	
第1号被保険	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 65 歳
者	以上の住民。
第2号被保険	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する 40 歳
者	以上 65 歳未満の医療保険加入者。
団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期(昭和 22 年から昭和 24 年頃)に生まれ、日本
	の高度成長期とともに育った世代とされる。平成 37 年には、全ての団塊の世
	代が 75 歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大き
	いことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられ
	ている。また、団塊の世代の子どもの世代である第二次ベビーブーム期(昭和
	46年から昭和49年頃)に生まれた世代が団塊ジュニア世代。
短期入所生活	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、
介護(ショー	入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサー
トステイ)	ビス及び機能訓練。
短期入所療養	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、
介護(ショー	看護、医学的管理のもとに介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支
トケア)	援を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を越えて、地域住民や地
	域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながること
	で、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高
	齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。

用語	
地域支援事業	65歳以上の方を対象に、要介護状態(要支援や要介護)にならないよう、効果
	 的な介護予防サービスを提供すること等を内容とする。介護が必要となるおそ
	 れのある高齢者や一般の高齢者に対して、市町村が設置する地域包括支援セン
	ターで進める。
	 介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防
	 するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域にお
	 いて自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う
	 事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」から
	なる。
地域包括ケア	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう
システム	 に、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受け
	られる支援体制のこと。
地域包括支援	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行う
センター	ことを目的として設けられた施設。
	主な業務は、①包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支
	援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)、②介護予
	防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社
	会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。
地域密着型介	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せ
護老人福祉施	つ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや
設入所者生活	機能訓練、療養上のサービス。
介護	
地域密着型	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供され
サービス	るサービス。
地域密着型通	老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、
所介護	その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう(ただし、利
	用定員が 19 人未満のものに限り、認知症対応型通所介護にあたるものを除
	<.).
中核機関	専門職による助言等の支援の確保や、協議会の事務局など地域連携ネットワー
	クのコーディネートを担う機関。
通所介護(デ	在宅で介護を受けている方が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰
イサービス)	りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。
通所リハビリ	在宅で介護を受けている方が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リ
テーション	ハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる方が対象となる。
(デイケア)	

用語	説明
定期巡回•随	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、
時対応型訪問	短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。
介護看護	
デマンド型交	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。
通	ニーズが分散している場合等に適する。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の方に対してメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)
	の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
特定施設入居	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用
者生活介護	者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関
	する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う。
特定福祉用具	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの
販売	(これを「特定福祉用具」という。)を販売すること。該当用具:腰掛便座、自
	動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの
	つり具の部分。
な 行	
二次予防	発生した疾病や障がいを検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導
	などの対策を行い、疾病や障がいの重症化を予防すること。
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を持続することができるようにするため、市町
	村内にいくつかに設定される生活圏域。
任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。
認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきた
	した状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前
	は痴呆症と呼ばれていた。
認知症ケアパ	認知症の方やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける
ス	ことができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。
認知症サポー	「認知症サポーター養成講座」を受けた方が「認知症サポーター」となる。認
ター	知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となり自分ので
	きる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オ
	レンジリング」を付けてもらう。
認知症施策推	認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月にとりまとめられた。
進大綱	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目
	指し、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくと共に、「共生」の基盤
	の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みの推進を提唱している。
認知症対応型	認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、食事・入浴・排せつ等の
共同生活介護	介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。
認知症対応型	認知症高齢者を対象に、指定された施設において、入浴や食事の提供その他の
通所介護	日常生活上の支援や機能訓練を行う。

用語	説明
認知症地域支	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の方やその家族に対する
援推進員	支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地
	域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。
は行	
徘徊高齢者	認知症などで徘徊により居場所がわからなくなっている高齢者。
避難行動要支	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮
援者	者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
避難行動要支	災害発生時の避難に特に支援を要する方の台帳は、改正災害対策基本法により
援者台帳	市町村に作成が義務づけられており、避難支援者に情報提供を行う。
福祉避難所	一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のための避難所。
福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りら
	れる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。
フレイル	平成 26 年に日本老年医学会が提唱した概念で、「Frailty (虚弱、老衰」、脆弱)」
	が語源。加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の
	慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障がいされ、心身の脆弱性が出
	現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が
	可能な状態像。
包括的支援事	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推
業	進、認知症施策の推進等。
訪 問 介 護	訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を受ける方の自宅を訪問し、日常生活を
(ホームヘル	サポートする。入浴、排せつ、食事の介護等。
プ)	
訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状
	の確認や医療処置を行うこと。
訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている方が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入
	浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。
訪問リハビリ	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持
テーション	回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。
保険給付費	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、
	介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防
	給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第
(月額)	1号被保険者保険料でまかなうべき費用(保険料収納必要額)を、補正第1号
	被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに 12 か月で除したもの。

用語	説明
ま行	
民生児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する
	問題(生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般)についての相談を受
	ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談に
	も応じている。
や行	
夜間対応型訪	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービ
問介護	スを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。
有料老人ホー	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を
Д	供与することを目的とする施設。
要介護認定	要支援1・2、要介護1~5の7段階にどの程度の介護を必要としているかを
	ランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、
	主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によっ
	て決定される。
養護老人ホー	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入
厶	所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に
	参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施
	章. 商文。
	特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であ
	り、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する方。
予防給付	「介護予防通所介護」等、要支援1・2の対象者に実施される給付のこと。

第8期 立科町高齢者福祉計画 介護保険事業計画書

令和3年度~令和5年度

発行:立科町

〒384-2305 長野県北佐久郡立科町大字芦田 2532

編集:立科町 町民課

TEL: (0267) 56-2311 FAX: (0267) 56-2310